

○使用料及び手数料条例施行規則（昭和31年6月30日規則第29号）

注 令和五年七月二日規則第四七号による改正のうち、令和六年四月一日から施行される部分は、直接改正を加えないで点線で囲って登載した。

使用料及び手数料条例施行規則

題名改正〔平成一二年規則三二号〕

知事は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十二条第二項及び使用料及び手数料条例（昭和三十一年千葉県条例第六号）の規定に基き、並びに同条例を実施するため、この規則を制定する。

（趣旨）

第一条 使用料及び手数料条例（以下「条例」という。）の規定により知事が定めるべき使用料及び手数料（以下「使用料等」という。）に関する事項については、特に規定するもののほか、この規則の定めるところによる。

一部改正〔昭和三一年規則六三号・平成一二年三二号〕

（知事が定める使用料等の額）

第二条 条例第三条第三項の規定により知事が定めることとされている使用料等の額は、別表第一に定めるもののほかは、その都度知事が定めるものとする。

一部改正〔平成一二年規則三二号〕

（納入時期の特例）

第三条 条例第四条第一項ただし書の規定により指定する使用料等は、次のとおりとする。

- 一 納入すべき者が国又は地方公共団体である使用料等
- 二 前号のほか、知事が事前に徴収することが不相当と認めるもの

一部改正〔昭和三九年規則四七号・平成一二年三二号〕

（納入方法）

第四条 使用料等のうち、別表第二に掲げるものについては、千葉県収入証紙で納入するものとする。ただし、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第六条第一項又は千葉県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十七年千葉県条例第百二号）第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により行う申請等に係る使用料等については、当該申請等により得られた納付情報により、現金で納入することができる。

- 2 使用料等のうち、別表第二に掲げるもの以外のものについては、現金で納入するものとする。
- 3 前各項の規定は、使用料等を納入通知書により納入することを妨げるものではない。
- 4 第二項の規定により現金により納入すべき使用料等は、知事の指定する者に納入するものとする。

一部改正〔昭和三一年規則六三号・三三年一一号・三九年四七号・四三年一八号・平成一二年三二号・三〇年四号・令和二年一〇号・四年八二号〕

（減免申請）

第五条 条例第五条第三項の規定により使用料等の免除を受けようとする者は、減免申請書（別記第一号様式）に必要な書類を添えて知事に提出しなければならない。

一部改正〔昭和三一年規則六三号・三三年一一号・平成一二年三二号〕

（徴収猶予等の申請）

第六条 条例第六条の規定により使用料等の徴収猶予を受け、又は分納をしようとする者は、徴収猶予（分納）許可申請書（別記第二号様式）に必要な書類を添えて知事に提出しなければならない。

追加〔昭和三一年規則六三号〕、一部改正〔昭和三三年規則一一号・平成一二年三二号〕

（還付申請）

第七条 条例第八条の規定により使用料等の還付を受けようとする者は、還付申請書（別記第三号様式）に必要な書類を添えて知事に提出しなければならない。

一部改正〔昭和三一年規則六三号・三三年一一号・平成一二年三二号〕

（点字による申請）

第八条 第五条から前条までの規定にかかわらず、視覚障害者は、これらの規定に規定する申請書に代えて当該申請書の様式に示された必要事項を点字により表記した文書により提出することができる。

る。

追加〔平成九年規則二九号〕、一部改正〔平成一二年規則三二号〕

(徴収の特例)

第九条 条例第八条の二の規定による規則で定める場合及び規則で定めるものは、別表第三のとおりとする。

追加〔昭和五九年規則一七号〕、一部改正〔平成九年規則二九号・一二年三二号〕

(特定装置)

第十条 条例別表第一風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）に基づくものの項遊技機認定申請手数料の目第二十条第二項の規定による遊技機の認定の申請に対する審査の節区分の欄の規則で定める装置は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第三十二条に規定する電動役物とする。

追加〔平成一二年規則七九号〕、一部改正〔平成二五年規則二一号〕

(千葉県立柏の葉公園総合競技場等使用料に係る規則で定める額)

第十一条 条例別表第二千葉県立都市公園条例（昭和三十五年千葉県条例第十四号）に基づくものの項千葉県立柏の葉公園総合競技場等使用料の目総合競技場（営利を目的とする催物に専用使用する場合に限る。）の節額の欄に規定する総合競技場の所在する国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第三条第三項に規定する普通財産の一日分の貸付料に百分の百十を乗じて得た額を考慮して規則で定める額は、二十七万九千三百七十一円とする。

2 条例別表第二千葉県立都市公園条例（昭和三十五年千葉県条例第十四号）に基づくものの項千葉県立柏の葉公園総合競技場等使用料の目野球場（営利を目的とする催物に専用使用する場合に限る。）の節額の欄に規定する野球場の所在する国有財産法第三条第三項に規定する普通財産の一日分の貸付料に百分の百十を乗じて得た額を考慮して規則で定める額は、二万二千四百二十一円とする。

追加〔平成一一年規則一一号〕、一部改正〔平成一一年規則五四号・一二年三二号・七九号・一四年五四号・一七年一二四号・一六四号・一八年六五号・二〇年五四号・二三年七八号・九七号・二四年二四号・二六年一二号・二九年三一号・令和元年一四号〕

附 則

1 この規則は、昭和三十一年七月一日から施行する。ただし、別表第二中第百十四号から第百十六号までの規定は、家畜取引法（昭和三十一年法律第二百二十三号）の施行の日から施行する。

2 次の規則及び告示は、廃止する。

千葉県手数料規則（昭和二十七年千葉県規則第二十九号）

千葉県収入証紙をもつて納付すべき使用料、手数料等を定める規則（昭和二十八年千葉県規則第六十号）

千葉県医療機関使用料及び手数料徴収条例施行規則（昭和三十年千葉県規則第八号）

千葉県保健所、千葉県衛生研究所及び千葉県血清研究所の使用料、手数料及び治療料の徴収条例施行規則（昭和二十七年千葉県規則第七十号）

千葉県工業試験場使用料徴収条例別表第五により、織物整理加工料を指定（昭和二十九年千葉県告示第四百八十七号）

3 この規則施行前従前の規定によりなされた使用料等の納入、減免その他の処分は、それぞれこの規則の各相当規定に基いてなされた納入又は処分とみなす。

4 この規則施行前に納入すべきであつた使用料等は、この規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 千葉県自治会館管理及び使用条例施行規則（昭和二十七年千葉県規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

自治会館管理及び使用規則

第一条を次のように改める。

第一条 自治会館を使用しようとする者は、使用承認願（第一号様式）を使用三日前までに知事に提出し、その承認を受けなければならない。

第六条中見出しを次のように改める。

(係員の点検)

第七条から第十条までを次のように改める。

(使用の承認)

第七条 知事は、第一条の規定による使用承認申請書を受領し、その使用を承認しようとするときは、使用承認書(第二号様式)を交付するものとする。

(昼間及び夜間の区分)

第八条 自治会館を使用する場合における昼間及び夜間の区分は、次のとおりとする。

区分	昼間	夜間
四月一日から 九月三十日まで	午前八時三十分から 午後五時まで	午後五時から 午後十時まで
十月一日から 三月三十一日まで	午前八時三十分から 午後四時三十分まで	午後四時三十分から 午後十時まで

6 千葉県紙芝居業者条例施行規則(昭和二十八年千葉県規則第二号)の一部を次のように改正する。
第六条を削る。

7 千葉県調理士条例施行規則(昭和二十六年千葉県規則第五十一号)の一部を次のように改正する。
第十一条を次のように改める。

第十一条 削除

8 理容師美容師法施行細則(昭和二十六年千葉県規則第百十号)の一部を次のように改正する。
第十一条及び第十二条中「及び別に定める手数料に相当する千葉県収入証紙」を削る。

9 クリーニング業法施行細則(昭和二十五年千葉県規則第百一号)の一部を次のように改正する。
第四条第二項中「別に定める試験手数料に相当する額の千葉県収入証紙をはり付けて」を、第八条中「別に定める試験合格証明書交付手数料に相当する額の千葉県収入証紙をはり付けて」を、第十条中「別に定める額の免許手数料に相当する額の千葉県収入証紙をはり付けて、」を、第十一条中「別に定める免許証再交付手数料に相当する額の千葉県収入証紙をはり付けて、」を、第十二条中「別に定める免許証書換手数料に相当する額の千葉県収入証紙をはり付けて、」をそれぞれ削る。

10 勤労会館管理規則(昭和三十一年千葉県規則第十五号)の一部を次のように改正する。
第二条第二項を削る。

第十条を次のように改める。

第十条 削除

別記第三号様式を削る。

11 産業指導施設使用料及び手数料徴収条例施行規則(昭和二十九年千葉県規則第六十四号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

産業指導施設使用規則

第一条及び第二条を次のように改める。

第一条 この規則は、産業指導施設の使用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第二条 削除

第三条中「施設の管理者に」を削り、「に第二条に定める額の千葉県収入証紙をはつて、」を「を」に改める。

12 農林水産物資検査条例施行規則(昭和二十五年千葉県規則第六十七号)の一部を次のように改正する。

第三条中「に第十一条に定める検査手数料に相当する千葉県収入証紙を貼付して、」を「を」に改める。

第十一条を次のように改める。

第十一条 削除

別表第二を次のように改める。

別表第二 削除

13 毒物及び劇物取扱者試験規則(昭和二十六年千葉県規則第二十六号)の一部を次のように改正す

る。

第四条中「手数料に相当する収入証紙をちよう付して」を削る。

- 14 千葉県覚せ（\）い（\）剤取締法施行細則（昭和二十六年千葉県規則第六十九号）の一部を次のように改正する。

第五条を削る。

- 15 興行場法施行細則（昭和二十三年千葉県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「千葉県手数料徴収及びその細則に定める手数料に相当する収入証紙を貼付の上、」を削る。

- 16 狂犬病予防法施行細則（昭和三十一年千葉県規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第六条を次のように改める。

第六条 削除

- 17 病虫害防除所防除用器具使用料徴収条例施行規則（昭和二十九年千葉県規則第四十九号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

病虫害防除所防除用器具使用規則

第一条を次のように改める。

第一条 この規則は、病虫害防除用器具の使用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第五条第三項を削る。

- 18 千葉県肥料検査所依頼分析手数料徴収条例施行規則（昭和二十七年千葉県規則第四十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

肥料依頼分析規則

第一条を次のように改める。

第一条 千葉県肥飼料検査所に肥料等の分析を依頼しようとする者は、千葉県肥飼料検査所長（以下「所長」という。）に分析依頼書（別記第一号様式）を提出しなければならない。

第二条中「条例に定める」を「前条の規定による」に改める。

第四条中「に条例第二条に規定する手数料相当額の千葉県収入証紙をはつて」を「を」に改める。

- 19 千葉県農業試験場手数料徴収条例施行規則（昭和二十七年千葉県規則第六十七号）の一部を次のように改める。

題名を次のように改める。

農業試験場試験等依頼規則

第一条中「千葉県農業試験場手数料徴収条例（昭和二十七年千葉県条例第百十九号。以下「条例」という。）第一条の規定により、」を削る。

第一条及び第四条中「に、条例第二条に規定する手数料相当額の千葉県収入証紙をはつて」を「を」に改める。

- 20 家畜改良増殖法施行細則（昭和二十五年千葉県規則第九十七号）の一部を次のように改正する。

第十四条を削る。

- 21 千葉県種鶏検査並びにふ卵業者条例施行規則（昭和二十六年千葉県規則第九十一号）の一部を次のように改正する。

第十三条を次のように改める。

第十三条 削除

- 22 千葉県家畜保健衛生所使用料及び手数料徴収条例施行規則（昭和二十五年千葉県規則第五十二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

家畜保健衛生所使用規則

第一条中「千葉県家畜保健衛生所使用料及び手数料徴収条例（以下「条例」という。）第一条の規定により、」を削る。

第三条から第六条までを削る。

- 23 千葉県行政書士法施行細則（昭和二十六年千葉県規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第九条を次のように改める。

第九条 削除

- 24 鶴舞後保護指導所規則（昭和三十年千葉県規則第四十八号）の一部を次のように改正する。
第十条を次のように改める。

第十条 削除

別記第九号様式を削る。

- 25 千葉県地方競馬実施規則（昭和二十五年千葉県規則第九十号）の一部を次のように改正する。
第三十五条中「二十円の」を「別に定める」に改める。
第三十七条中「百円の」を「別に定める」に改める。
第八十五条中「手数料五百円」を「別に定める手数料」に改める。
第九十五条を次のように改める。

第九十五条 削除

第九十六条に次の見出しを加える。

（事務従事者）

- 26 千葉県蚕業技術員条例施行規則（昭和二十八年千葉県規則第七十七号）の一部を次のように改正する。

第四条を削る。

- 27 千葉県木材業者及び製材業者登録条例施行規則（昭和二十七年千葉県規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

第七条を削る。

- 28 千葉県水産試験所水産物分析検定手数料徴収条例施行規則（昭和二十七年千葉県規則第三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

水産物分析検定規則

第一条中「千葉県水産試験所水産物分析検定手数料徴収条例（以下「条例」という。）第一条の規定により、」を削る。

- 29 千葉県小型自動車競走実施規則（昭和二十五年千葉県規則第八十五号）の一部を次のように改正する。

第八十六条を次のように改める。

第八十六条 削除

- 30 千葉県工業試験場使用料徴収条例施行規則（昭和二十八年千葉県規則第七十四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

工業試験場使用規則

第一条中「に千葉県工業試験場使用料徴収条例（昭和二十八年千葉県条例第六十五号。以下「条例」という。）第二条に定める使用料相当額の千葉県収入証紙をはつて」を「を」に改める。

第五条中「に条例第二条に定める使用料相当額の千葉県収入証紙をはつて」を「を」に改める。

- 31 銚子漁港魚市場条例施行規則（昭和二十五年千葉県規則第六十五号）の一部を次のように改正する。

第五条を次のように改める。

第五条 削除

- 32 千葉県建築士法施行細則（昭和二十六年千葉県規則第二号）の一部を次のように改正する。
第六条を次のように改める。

第六条 削除

第八条を次のように改める。

第八条 削除

- 33 千葉県漁船法施行細則（昭和二十六年千葉県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。
第十条を次のように改める。

第十条 削除

附 則（昭和三十一年八月三十一日規則第三十五号）

この規則は、昭和三十一年九月一日から施行する。

附 則（昭和三十二年十二月二十八日規則第六十三号抄）

- 1 この規則は、昭和三十二年一月一日から施行する。

附 則（昭和三十二年三月一日規則第九号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十二年三月三十日規則第十四号抄）

- 1 この規則は、昭和三十二年四月一日から施行する。

附 則（昭和三十二年四月一日規則第十六号抄）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十二年四月二十七日規則第二十一号抄）

- 1 この規則は、千葉県地方競馬実施条例の施行の日（昭和三十二年五月一日）から施行する。

附 則（昭和三十二年六月十八日規則第三十号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第五及び別表第六に関する改正規定は、昭和三十二年四月一日から適用する。

附 則（昭和三十二年七月三十一日規則第四十三号）

この規則は、昭和三十二年八月一日から施行する。

附 則（昭和三十二年九月六日規則第五十一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十二年十月十一日規則第六十号抄）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十二年十月二十二日規則第六十三号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、改正後の別表第二第四十八号及び同表第五十号の規定は、公布の日から施行し、昭和三十二年十月一日から適用する。

附 則（昭和三十二年十月三十日規則第六十四号の二）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十二年十一月十六日規則第六十八号抄）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十二年四月一日規則第十一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十二年九月二日規則第四十二号抄）

- 1 この規則は、昭和三十二年十月一日から施行する。

附 則（昭和三十二年九月二十四日規則第四十四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十二年九月三十日規則第四十五号）

- 1 この規則は、昭和三十二年十月一日から施行する。

- 2 この規則施行の際、この規則による改正前のそれぞれの規則の規定により、既に申請のなされているものについては、なお、従前の例による。

附 則（昭和三十二年九月三十日規則第四十七号）

この規則は、昭和三十二年十月一日から施行する。

附 則（昭和三十二年十月二十四日規則第五十号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十二年十二月二十七日規則第六十五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十二年三月二十四日規則第五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十二年四月十四日規則第十四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十二年九月三十日規則第三十号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十二年十月十三日規則第三十四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十四年十月十四日規則第三十七号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十四年十一月四日規則第四十号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十四年十二月二十八日規則第五十三号）

この規則は、昭和三十五年一月一日から施行する。

附 則（昭和三十五年四月一日規則第八号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第五に漁港施設使用料を加える改正規定は、千葉県漁港管理条例（昭和三十五年千葉県条例第十七号）附則第一項（ただし書を除く。）に規定する日（第二種漁港及び第四種漁港については、別に規則で定める日）から施行する。

附 則（昭和三十五年八月二十三日規則第四十号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十五年十月十四日規則第五十号抄）

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十五年十月二十一日規則第五十五号抄）

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十五年十二月二十日規則第六十七号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十五年十二月二十七日規則第七十一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十六年一月十六日規則第一号）

改正 昭和三十六年 三月三十一日規則第一〇号

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づいて交付されている証明書、許可証等は、この規則による改正後のそれぞれの規則の規定に基づいて交付されたものとみなす。

3 この規則の施行の際、この規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づいて提出されている申請書等は、この規則による改正後のそれぞれの規則の規定に基づいて提出されたものとみなす。

4 この規則の施行前にこの規則による改正前の規則の規定に基づいて調製した用紙は、この規則の施行後においても、昭和三十六年三月三十一日（第九条中別記第百三十八号様式及び第百四十一号様式による用紙については、昭和三十七年三月三十一日）までは使用することができる。

一部改正〔昭和三十六年規則一〇号〕

附 則（昭和三十六年二月七日規則第四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十六年三月三十一日規則第十号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十六年四月一日規則第十三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十六年五月一日規則第二十一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十六年六月六日規則第二十五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十六年七月二十九日規則第三十二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十六年九月十五日規則第四十号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十七年四月一日規則第十号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十七年六月一日規則第三十一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十七年八月一日規則第四十五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十七年十二月一日規則第六十六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十八年四月一日規則第十九号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十八年十月十日規則第六十五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十八年八月十五日規則第五十四号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第四の改正規定は、昭和三十八年八月一日から適用する。

附 則（昭和三十八年十二月二十五日規則第八十三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十九年七月十七日規則第四十七号）

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和三十九年四月一日から適用する。

2 この規則施行前に従前の規定によりなされた使用料等の納入は、この規則の相当規定に基づいてなされた納入とみなす。

附 則（昭和三十九年七月二十日規則第四十七号の三）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十九年八月十五日規則第五十六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十九年十月一日規則第六十四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十九年十一月一日規則第七十二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十九年十二月一日規則第七十七号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十九年三月二十六日規則第十八号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第三の二に係る改正規定は、昭和三十九年四月一日から適用する。

附 則（昭和三十九年四月一日規則第二十九号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第二中第八十一号から第八十四号までに係る改正規定は、昭和三十九年九月二十九日から適用する。

附 則（昭和三十九年六月三日規則第四十八号の二抄）

1 この規則は、昭和三十九年六月十日から施行する。

附 則（昭和三十九年七月十五日規則第五十四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十九年八月二十日規則第六十四号）

この規則は、昭和三十九年九月一日から施行する。

附 則（昭和三十九年十一月二十四日規則第八十五号）

この規則は、昭和三十九年十二月一日から施行する。

附 則（昭和三十九年四月一日規則第十一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十九年六月二十四日規則第三十四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十九年八月一日規則第四十一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十九年九月一日規則第五十二号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第二中第七十二号及び第九十二号に係る改正

規定は、昭和四十一年十月一日から施行する。

附 則（昭和四十一年九月一日規則第五十三号抄）

1 この規則は、昭和四十一年九月十日から施行する。

附 則（昭和四十一年十月二十一日規則第六十一号の二）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十一年十二月二十六日規則第七十二号）

この規則は、昭和四十二年一月一日から施行する。

附 則（昭和四十二年四月一日規則第十九号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十二年五月一日規則第二十七号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十二年六月三十日規則第三十六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十二年八月二十九日規則第四十九号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十二年十一月一日規則第六十七号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十二年十二月一日規則第七十四号抄）

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十三年一月三十日規則第三号抄）

（施行期日）

1 この規則は、昭和四十三年二月一日から施行する。

附 則（昭和四十三年三月十九日規則第十一号）

この規則は、昭和四十三年四月一日から施行する。

附 則（昭和四十三年四月一日規則第十八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十三年六月二十八日規則第三十八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十三年八月一日規則第四十六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十三年十月十八日規則第六十号）

この規則は、昭和四十三年十月二十日から施行する。

附 則（昭和四十三年十一月二十六日規則第七十二号抄）

（施行期日）

1 この規則は、昭和四十三年十二月一日から施行する。

附 則（昭和四十四年三月二十八日規則第十八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十四年三月二十八日規則第二十一号抄）

（施行期日）

1 この規則は、昭和四十四年四月一日から施行する。

附 則（昭和四十四年六月十三日規則第四十四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十四年六月十六日規則第四十七号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十四年七月十一日規則第五十一号抄）

（施行期日）

1 この規則は、昭和四十四年八月一日から施行する。

附 則（昭和四十四年八月十二日規則第六十三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十四年十月三日規則第七十七号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十四年十二月二十六日規則第百二号抄）
（施行期日）

1 この規則は、昭和四十五年一月一日から施行する。

附 則（昭和四十五年二月一日規則第四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十五年三月三日規則第十一号）

この規則は、昭和四十五年四月一日から施行する。

附 則（昭和四十五年三月三十日規則第十七号）

この規則は、昭和四十五年四月一日から施行する。

附 則（昭和四十五年五月十五日規則第三十五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十五年九月二十九日規則第六十五号）

この規則は、昭和四十六年二月一日から施行する。ただし、この規則による改正後の第百六十五号の三の規定は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十五年十一月十三日規則第八十五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十五年十二月十一日規則第九十号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十六年三月二日規則第九号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十六年六月一日規則第三十七号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十六年七月二十日規則第四十六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十六年八月二十四日規則第六十一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十六年九月一日規則第六十八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十六年十二月十五日規則第九十四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十七年三月三十一日規則第十二号）

（施行期日）

1 この規則は、昭和四十七年四月一日から施行する。ただし、別表第二中第二号の改正規定は、同年十二月一日から施行する。

（経過措置）

2 建設業法の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第三十一号）附則第四項の規定により建設業の更新の登録を受けようとする者に係る登録申請手数料については、なお従前の例による。

附 則（昭和四十七年六月二十日規則第四十三号抄）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十七年七月七日規則第四十九号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十七年七月二十一日規則第五十六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十七年九月一日規則第六十号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十七年九月十九日規則第六十六号）

この規則は、昭和四十七年十月一日から施行する。

附 則（昭和四十七年十月二十四日規則第七十五号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則施行の際現に建築基準法の一部を改正する法律（昭和四十五年法律第九号）附則第十三項の規定による改正前の都市計画法（昭和四十三年法律百号）第二章の規定による都市計画において定められている用途地域又は住居専用地区若しくは工業専用地区に関しては、昭和四十八年十二月三十一日までは、この規則による改正前の使用料及び手数料規則の規定は、なおその効力を有する。

(千葉県建築基準法施行細則の一部改正)

- 3 千葉県建築基準法施行細則（昭和三十九年千葉県規則第十二号）の一部を次のように改正する。
別記第三号様式中「6,000円」を削る。

附 則（昭和四十七年十二月二十六日規則第八十八号）

この規則は、昭和四十八年一月一日から施行する。

附 則（昭和四十八年一月二十六日規則第三号）

この規則は、昭和四十八年二月一日から施行する。

附 則（昭和四十八年三月三十一日規則第十七号）

この規則は、昭和四十八年四月一日から施行する。

附 則（昭和四十八年五月四日規則第三十四号抄）

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和四十八年六月十日から施行する。

附 則（昭和四十八年七月五日規則第四十八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十八年九月四日規則第六十号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十八年九月十八日規則第六十二号）

この規則は、昭和四十八年九月二十四日から施行する。

附 則（昭和四十八年十二月二十六日規則第八十五号）

この規則は、昭和四十九年一月一日から施行する。

附 則（昭和四十九年二月二十二日規則第七号）

この規則は、昭和四十九年四月一日から施行する。

附 則（昭和四十九年三月三十日規則第十一号）

この規則は、昭和四十九年四月一日から施行する。

附 則（昭和四十九年四月二十六日規則第二十二号）

この規則は、昭和四十九年五月一日から施行する。

附 則（昭和四十九年六月二十一日規則第四十四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十九年六月二十五日規則第四十七号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十九年七月三十日規則第五十四号抄）

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和四十九年九月一日から施行する。

附 則（昭和四十九年十月十五日規則第六十九号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十九年十月二十一日規則第七十四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十年二月十四日規則第八号）

この規則は、昭和五十年四月一日から施行する。

附 則（昭和五十年四月一日規則第十五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十年七月二十二日規則第四十二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十年八月二十二日規則第四十八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十年八月二十九日規則第五十号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十年九月十九日規則第五十七号）

この規則は、昭和五十年十月一日から施行する。

附 則（昭和五十年九月二十六日規則第五十八号）

この規則は、昭和五十年十月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、施行日前においてなされた許可に係る占用料については、昭和五十一年四月一日から施行する。

附 則（昭和五十年十月二十四日規則第七十号）

この規則は、昭和五十年十一月一日から施行する。

附 則（昭和五十一年三月九日規則第八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十一年三月十二日規則第十一号）

この規則は、昭和五十一年四月一日から施行する。

附 則（昭和五十一年三月十九日規則第十四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十一年三月二十三日規則第十八号）

改正 昭和五十一年一〇月 五日規則第六四号

（施行期日）

1 この規則は、昭和五十一年四月一日から施行する。

一部改正〔昭和五十一年規則六四号〕

（経過措置）

2 別表第三の二の改正規定（河川敷地占用料に係る部分に限る。）にかかわらず、河川敷地占用料のうち採草地、放牧地その他これに類するものの使用料の額は、次の表の上欄に掲げる期間については、それぞれ当該下欄に定めるところによる。

期間	使用料	
昭和五十二年三月三十一日まで	一平方メートル一年につき	一円
昭和五十二年四月一日から 昭和五十三年三月三十一日まで	〃	二円
昭和五十三年四月一日から 昭和五十四年三月三十一日まで	〃	三円

追加〔昭和五十一年規則六四号〕

附 則（昭和五十一年三月二十六日規則第二十一号）

（施行期日）

1 この規則は、昭和五十一年四月一日から施行する。

（千葉県文化会館管理規則の一部改正）

千葉県文化会館管理規則（昭和四十二年千葉県規則第五十四号）の一部を次のように改正する。（次のよう略）

附 則（昭和五十一年三月三十日規則第二十三号）

この規則は、昭和五十一年四月一日から施行する。

附 則（昭和五十一年六月十八日規則第四十八号）

この規則は、昭和五十一年七月一日から施行する。

附 則（昭和五十一年八月十日規則第五十六号抄）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十一年八月二十四日規則第五十八号）

この規則は、昭和五十一年九月一日から施行する。

附 則（昭和五十一年十月五日規則第六十四号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和五十一年四月一日から適用する。

附 則（昭和五十一年十一月二十四日規則第七十五号）

（施行期日）

1 この規則は、昭和五十一年十二月二十五日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の使用料及び手数料規則別表第四入港料の項の規定の適用については、同項額の欄に規定する額は、昭和五十一年十二月二十五日から昭和五十二年三月三十一日までの間にあつてはこれに〇・八を、同年四月一日から昭和五十三年三月三十一日までの間にあつてはこれに〇・九を乗じて得た額とする。

附 則（昭和五十二年三月十八日規則第十号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十二年三月三十日規則第十一号）

この規則は、昭和五十二年四月一日から施行する。

附 則（昭和五十二年五月三十一日規則第三十四号）

この規則は、昭和五十二年六月一日から施行する。

附 則（昭和五十二年六月三日規則第三十六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十二年六月七日規則第三十九号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十二年七月二十二日規則第四十五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十二年九月二日規則第五十三号）

（施行期日）

1 この規則は、昭和五十二年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 昭和五十二年十月一日前に知事に対し許可の申請がされたもの（許可の更新の申請にあつては、昭和五十三年三月三十一日までに更新を受けるべきものに限る。）に係る許可手数料は、改正後の使用料及び手数料規則別表第二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和五十二年十月二十日規則第六十三号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第二第百九十五号の二から第二百号まで及び第二百号の三から第二百一十号までに係る改正規定は昭和五十二年十一月一日から、同表第二百号の二に係る改正規定は昭和五十三年四月一日から施行する。

附 則（昭和五十三年三月三十日規則第十四号）

この規則は、昭和五十三年四月一日から施行する。

附 則（昭和五十三年四月一日規則第十八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十三年四月一日規則第二十三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十三年四月十八日規則第二十六号）

この規則は、昭和五十三年五月一日から施行する。

附 則（昭和五十三年六月十六日規則第三十九号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十三年六月三十日規則第四十三号）

この規則は、昭和五十三年七月一日から施行する。

附 則（昭和五十三年七月十八日規則第五十号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十三年八月八日規則第五十五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十三年八月二十九日規則第五十九号）

この規則は、昭和五十三年九月一日から施行する。ただし、別表第三中第八号の三の次に一号を加える改正規定、第九号の改正規定中ただし書の部分及び第九号の次に一号を加える改正規定のうち額の欄中ただし書の部分は、昭和五十三年十二月一日から施行する。

附 則（昭和五十三年十月二十四日規則第七十五号）

この規則は、昭和五十三年十二月一日から施行する。

附 則（昭和五十四年二月十六日規則第四号）

この規則は、昭和五十四年四月一日から施行する。

附 則（昭和五十四年三月十二日規則第十一号）

この規則は、昭和五十四年四月一日から施行する。

附 則（昭和五十四年五月一日規則第三十一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十四年八月二十四日規則第四十八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十四年九月二十五日規則第五十一号）

この規則は、昭和五十四年十月一日から施行する。

附 則（昭和五十四年十二月二十八日規則第七十五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十五年三月二十八日規則第六号）

（施行期日）

- 1 この規則は、昭和五十五年四月一日から施行する。ただし、別表第四入港料の項の改正規定は、昭和五十五年五月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の使用料及び手数料規則別表第四入港料の項の適用については、昭和五十五年五月一日から昭和五十六年三月三十一日までの間、同項中「一円十五銭」とあるのは「一円五銭」と、「二円三十銭」とあるのは「二円十銭」とする。

附 則（昭和五十五年七月二十五日規則第四十七号）

この規則は、昭和五十五年八月一日から施行する。

附 則（昭和五十五年八月二十九日規則第五十五号）

この規則は、昭和五十五年九月一日から施行する。

附 則（昭和五十五年十一月二十一日規則第七十三号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第二中第百九十三号の三の次に三号を加える改正規定（宅地建物取引主任者資格登録の移転申請手数料に係る部分に限る。）は昭和五十五年十二月一日から、別表第五の改正規定は昭和五十六年一月一日から、別表第二中第百九十三号の三の次に三号を加える改正規定（宅地建物取引主任者証の交付申請手数料及び宅地建物取引主任者証の有効期間の更新申請手数料に係る部分に限る。）は昭和五十六年四月一日から施行する。

附 則（昭和五十六年一月三十日規則第一号）

この規則は、昭和五十六年二月一日から施行する。

附 則（昭和五十六年三月二十七日規則第十七号）

この規則は、昭和五十六年四月一日から施行する。ただし、別表第二中第三十八号の次に五号を加える改正規定は、昭和五十六年五月十日から施行する。

附 則（昭和五十六年四月二十八日規則第三十二号）

この規則は、昭和五十六年五月一日から施行する。ただし、別表第二中第三十八号の六の次に一号を加える改正規定は、同年五月十日から施行する。

附 則（昭和五十六年五月十五日規則第三十五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十六年六月三十日規則第四十六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十六年七月三十一日規則第五十号）

この規則は、昭和五十六年八月一日から施行する。

附 則（昭和五十七年一月十六日規則第二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十七年三月二十六日規則第十四号）

この規則は、昭和五十七年四月一日から施行する。

附 則（昭和五十七年四月十三日規則第三十四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十七年七月十六日規則第四十九号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第二第百八十一号から第百八十八号までに係る改正規定は、昭和五十七年七月十八日から施行する。

附 則（昭和五十八年一月十四日規則第三号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第一に係る改正規定は、昭和五十八年一月十五日から施行する。

附 則（昭和五十八年三月二十九日規則第十七号）

改正 昭和五八年 四月二二日規則第四二号

この規則は、昭和五十八年四月一日から施行する。ただし、別表第四入港料の項の改正規定は、昭和五十八年五月一日から施行する。

一部改正〔昭和五八年規則四二号〕

附 則（昭和五十八年四月二十二日規則第四十二号）

この規則は、昭和五十八年五月一日から施行する。

附 則（昭和五十八年五月三十一日規則第五十号抄）

（施行期日）

1 この規則は、昭和五十八年六月一日から施行する。

附 則（昭和五十八年十月二十八日規則第八十一号抄）

（施行期日）

1 この規則は、昭和五十八年十一月一日から施行する。

附 則（昭和五十八年十一月十八日規則第八十三号）

この規則は、昭和五十八年十一月十九日から施行する。

附 則（昭和五十九年二月二十八日規則第八号）

この規則は、昭和五十九年四月一日から施行する。

附 則（昭和五十九年三月二十六日規則第十七号）

この規則は、昭和五十九年四月一日から施行する。

附 則（昭和五十九年六月二十六日規則第三十九号）

（施行期日）

1 この規則は、昭和五十九年七月一日から施行する。ただし、別表第一中第十六号の改正規定は、同年十二月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の使用料及び手数料規則別表第二第百八十号の四の規定の適用については、昭和五十九年七月一日から昭和六十年三月三十一日までの間、同号中「九百円」とあるのは「三百円」とする。

附 則（昭和五十九年七月二十日規則第四十六号）

この規則は、昭和五十九年十月一日から施行する。

附 則（昭和五十九年十月一日規則第五十七号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六十年二月十二日規則第六号）

この規則は、昭和六十年二月十三日から施行する。

附 則（昭和六十年三月二十日規則第十一号）

この規則は、昭和六十年四月一日から施行する。

附 則（昭和六十年七月十七日規則第四十六号）

この規則は、昭和六十年八月一日から施行する。

附 則（昭和六十年九月二十七日規則第五十六号）

この規則は、昭和六十年十月一日から施行する。

附 則（昭和六十年十二月二十三日規則第七十一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六十一年三月二十八日規則第十号）

この規則は、昭和六十一年四月一日から施行する。ただし、別表第二第百六十六号から第百六十七号の五までに係る改正規定は、同年四月十六日から施行する。

附 則（昭和六十一年四月三十日規則第三十一号）

この規則は、昭和六十一年五月一日から施行する。

附 則（昭和六十一年六月二十日規則第四十一号）

この規則は、昭和六十一年六月二十四日から施行する。

附 則（昭和六十一年十一月七日規則第六十二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六十一年十二月十九日規則第六十九号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第三第十八号の改正規定は、昭和六十二年一月一日から施行する。

附 則（昭和六十二年一月二十三日規則第一号）

（施行期日）

- 1 この規則は、昭和六十二年二月一日から施行する。ただし、別表第二中第百七十九号の二の次に一号を加える改正規定は同年一月二十六日から、同表第百三十三号、第百三十四号、第百四十号の二、第百四十号の三、第百九十三号、第百九十三号の四、第百九十四号及び第百九十四号の二の改正規定は同年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 昭和六十二年四月一日前に知事に対し建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条第一項又は第三項の規定により許可の申請がされたもの（許可の更新の申請にあつては、更新を受けようとする許可の期間が同年九月三十日までに満了するものに限る。）に係る許可手数料は、改正後の使用料及び手数料規則別表第二第百九十四号及び第百九十四号の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和六十二年二月二十七日規則第五号）

この規則は、昭和六十二年三月一日から施行する。

附 則（昭和六十二年三月二十日規則第十二号）

この規則は、昭和六十二年四月一日から施行する。ただし、別表第三第五号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六十二年五月二十二日規則第四十五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六十二年七月十五日規則第五十七号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六十二年十月二十二日規則第七十号）

この規則は、昭和六十二年十月二十六日から施行する。

附 則（昭和六十二年十一月十三日規則第七十四号）

この規則は、昭和六十二年十一月十六日から施行する。

附 則（昭和六十三年三月二十八日規則第十号）

この規則は、昭和六十三年四月一日から施行する。ただし、別表第二第二十号から第二十四号までの改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六十三年六月十四日規則第四十六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六十三年七月二十九日規則第五十九号）

この規則は、昭和六十三年八月一日から施行する。

附 則（昭和六十三年九月一日規則第六十八号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第二の改正規定は、昭和六十三年九月五日から施行する。

附 則（昭和六十三年十月十八日規則第七十五号）

この規則は、昭和六十三年十一月一日から施行する。

附 則（平成元年三月二十九日規則第二十八号）

この規則は、平成元年四月一日から施行する。ただし、別表第二第百六十六号から第百六十七号の五までの改正規定は、同月十六日から施行する。

附 則（平成元年五月三十日規則第六十三号）

この規則は、平成元年六月一日から施行する。

附 則（平成元年六月十九日規則第六十八号）

この規則は、平成元年七月一日から施行する。

附 則（平成元年八月三十日規則第八十四号）

この規則は、平成元年十月一日から施行する。

附 則（平成二年三月二十七日規則第十一号）

この規則は、平成二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一 別表第二第九十六号の改正規定、同表中第九十七号及び第九十八号を削る改正規定、同表第九十九号の改正規定、同号を同表第九十七号とする改正規定、同表第百号の改正規定、同号を同表第九十八号とし、同表中同号の次に二号を加える改正規定、同表第百九十六号の改正規定（「第四十四条第一項ただし書」を「第四十四条第一項第四号」に改める部分に限る。）及び別表第三の二漁港法（昭和二十五年法律第百三十七号）に基づくものの項の改正規定（備考に係る部分に限る。） 公布の日

二 別表第五の改正規定 平成二年五月一日

三 別表第二第百九十三号の三から第百九十三号の六までの改正規定 平成二年九月一日

附 則（平成二年四月二十日規則第三十七号抄）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二年八月三十一日規則第五十七号）

この規則は、平成二年九月一日から施行する。

附 則（平成二年九月二十八日規則第六十号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二年十二月十七日規則第七十号）

この規則は、公布の日から施行する。（後略）

附 則（平成三年三月二十九日規則第三十号）

この規則は、平成三年四月一日から施行する。ただし、別表第五中第三十五号の次に二号を加える改正規定は、同年七月一日から施行する。

附 則（平成三年六月十一日規則第五十八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成三年八月九日規則第六十九号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成四年一月十日規則第一号）

この規則は、平成四年一月十六日から施行する。

附 則（平成四年二月二十五日規則第六号）

この規則は、平成四年三月一日から施行する。

附 則（平成四年三月二十六日規則第二十三号）

この規則は、平成四年四月一日から施行する。ただし、別表第四青葉の森公園芸術文化ホール等使用料の項の改正規定は公布の日から、別表第二第百六十六号から第百六十七号の五までの改正規定は同月十六日から施行する。

附 則（平成四年七月二十日規則第九十二号）

この規則は、平成四年七月二十一日から施行する。

附 則（平成四年九月二十九日規則第九十九号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成五年三月二十六日規則第十八号）

この規則は、平成五年四月一日から施行する。ただし、別表第二第八十一号から第八十四号までの改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成五年四月二十三日規則第四十六号）

この規則は、平成五年五月一日から施行する。ただし、別表第六の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成五年六月二十四日規則第五十四号）

（施行期日）

1 この規則は、平成五年六月二十五日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成四年法律第八十二号）第一条の規定による改正前の都市計画法の規定により定められている都市計画区域に係る用途地域に関しては、平成八年六月二十四日までの間は、この規則による改正後の使用料及び手数料規則の規定中用途地域に係る部分は適用せず、この規則による改正前の使用料及び手数料規則の規定中用途地域に係る部分は、なおその効力を有する。

附 則（平成五年九月十四日規則第七十一号）

この規則は、平成五年九月十五日から施行する。

附 則（平成五年十月二十九日規則第八十二号）

この規則は、平成五年十一月一日から施行する。

附 則（平成六年三月四日規則第十号）

この規則は、平成六年四月一日から施行する。

附 則（平成六年三月三十一日規則第十六号）

この規則は、平成六年四月一日から施行する。ただし、別表第六の改正規定は公布の日から、別表第一の改正規定は同年五月十日から施行する。

附 則（平成六年七月一日規則第三十九号）

この規則は、平成六年八月一日から施行する。

附 則（平成六年九月二十九日規則第五十七号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第一第二十九号及び別表第二第二百九十五号の改正規定は、平成六年十月一日から施行する。

附 則（平成七年二月七日規則第五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成七年三月十日規則第十四号）

この規則は、平成七年四月一日から施行する。ただし、別表第二第二百九号の改正規定（「面積が」の下に「〇・一ヘクタール未満のときは八万四千円、」を加える改正規定を除く。）並びに同表第二百十号及び第二百十三号の改正規定は公布の日から、同表第六十六号から第六十七号の五までの改正規定は同月十六日から施行する。

附 則（平成七年五月三十日規則第五十七号）

この規則は、平成七年六月一日から施行する。

附 則（平成七年六月三十日規則第六十号の三）

この規則は、平成七年七月一日から施行する。

附 則（平成七年十月十三日規則第八十二号）

この規則は、平成七年十月十八日から施行する。

附 則（平成七年十月三十一日規則第八十七号）

（施行期日）

1 この規則は、平成七年十一月一日から施行する。

（経過措置）

2 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令（平成七年政令第九十八号）附則第十四条の規定により同令附則第二条の規定による廃止前の食糧管理法施行令（昭和二十二年政令第三百三十

号) 第五条の十二の規定の例により実施するものとされる主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成六年法律第百十三号)第四十五条第一項の変更登録に係る手数料の額については、改正前の使用料及び手数料規則別表第二第百五十六号及び第百五十九号の規定は、改正後の使用料及び手数料規則の規定にかかわらず、なおその効力を有する。

附 則(平成七年十二月二十六日規則第九十九号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成八年四月一日から施行する。ただし、(中略)第三項の規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成八年三月二十五日規則第十三号)

この規則は、平成八年四月一日から施行する。

附 則(平成八年六月十二日規則第四十二号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成八年八月三十日規則第五十四号)

この規則は、平成九年四月一日から施行する。ただし、別表第一第十四号ニの改正規定(認定に係る部分に限る。)は、平成八年九月一日から施行する。

附 則(平成八年十月十五日規則第六十号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成八年十月二十九日規則第六十二号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成九年三月二十八日規則第二十五号)

この規則は、平成九年四月一日から施行する。

附 則(平成九年三月三十一日規則第二十九号)

この規則は、平成九年四月一日から施行する。

附 則(平成九年七月十五日規則第六十二号)

この規則は、平成九年十月一日から施行する。ただし、別表第五中第七号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成九年十月七日規則第八十一号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成十年一月一日から施行する。

附 則(平成九年十二月二十二日規則第九十五号)

この規則は、平成十年二月一日から施行する。

附 則(平成十年三月二十七日規則第十九号)

この規則は、平成十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 別表第二第百六十六号から第百六十七号の五までの改正規定 平成十年四月十六日

二 別表第六の改正規定 平成十年七月一日

三 別表第四機械金属試験場試験検査等手数料の項中環境試験の目の次に加える改正規定 使用料及び手数料条例等の一部を改正する条例(平成十年千葉県条例第七号)附則第一項第四号の規則で定める日

附 則(平成十年六月十二日規則第六十一号)

この規則は、平成十年六月十七日から施行する。ただし、別表第四の改正規定は、平成十年七月一日から施行する。

附 則(平成十年六月二十六日規則第六十四号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成十年十二月十八日規則第九十一号)

この規則は、平成十年十二月二十日から施行する。

附 則(平成十一年三月九日規則第五号)

この規則は、平成十一年三月十二日から施行する。

附 則(平成十一年三月十二日規則第十一号)

この規則は、平成十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定

める日から施行する。

一 別表第二第九十九号、同表第二百十号の二、同表第二百十六号及び同表第二百十七号の改正規定 公布の日

二 別表第二第九十五号の二の改正規定（「第七条の三第一項第一号」を「第七条の六第一項第一号」に改める部分に限る。）、同表中同号の次に三号を加える改正規定、同表第九十六号の改正規定、同表中第九十九号の二を第九十九号の三とし、同号の次に一号を加える改正規定、同表中第九十九号の次に一号を加える改正規定、同表中第二百号の八を第二百号の十三とし、第二百号の七を第二百号の十二とし、同号の前に一号を加える改正規定、同表中第二百号の六を第二百号の十とし、同号の前に三号を加える改正規定、同表中第二百号の五を第二百号の六とし、第二百号の四を第二百号の五とし、第二百号の三を第二百号の四とし、第二百号の二の次に一号を加える改正規定及び同表中第二百一号の次に五号を加える改正規定 平成十一年五月一日

附 則（平成十一年四月二十三日規則第五十四号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、平成十一年五月一日から施行する。

附 則（平成十一年六月八日規則第六十号）

この規則は、平成十一年六月十五日から施行する。

附 則（平成十一年十二月一日規則第八十四号）

この規則は、平成十二年三月一日から施行する。

附 則（平成十一年十二月二十八日規則第八十九号）

（施行期日）

1 この規則は、平成十二年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成十二年三月二十四日規則第三十二号）

（施行期日）

1 この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成十二年三月三十一日規則第七十九号）

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成十二年十月十三日規則第一百五十四号）

この規則は、平成十二年十一月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定、別表第二中第六十六号を削る改正規定及び同表第六十七号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成十三年二月二十三日規則第十三号）

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、別表第二第九十五号及び第九十八号の改正規定は都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成十二年法律第七十三号）の施行の日から、同表中第八十九号の次に二号を加える改正規定は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第四百号）附則第一条第一号の政令で定める日から施行する。

附 則（平成十三年七月六日規則第九十二号抄）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十三年八月三十一日規則第九十八号）

この規則は、平成十三年九月二十二日から施行する。

附 則（平成十三年九月二十八日規則第一百号）

この規則は、平成十三年十月一日から施行する。

附 則（平成十四年三月二十六日規則第十六号）

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、別表第二中第十五号及び第十六号の改正規定は公布の日から、同表中第七号の改正規定及び同表中第九号の次に加える改正規定は同年六月一日から施行する。

附 則（平成十四年四月二十六日規則第五十四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十四年七月三十一日規則第七十二号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成十四年十月一日から施行する。

附 則（平成十四年九月三十日規則第九十一号）

この規則は、平成十四年十月一日から施行する。

附 則（平成十四年十月十八日規則第九十三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十四年十二月二十七日規則第四百号）

この規則は、平成十五年一月一日から施行する。

附 則（平成十五年三月七日規則第十号）

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、別表第二中第四十五号の改正規定は同月十六日から、同表中第百二十七号の次に加える改正規定は同年九月一日から、同表中第百二十五号の改正規定は同年十月一日から施行する。

附 則（平成十五年三月三十一日規則第五十号）

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成十五年七月十一日規則第百八号）

この規則は、古物営業法の一部を改正する法律（平成十四年法律第百十五号）の施行の日〔平成十五年九月一日〕から施行する。

附 則（平成十五年十月十七日規則第百二十三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十六年三月二十三日規則第二十一号）

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 別表第二第三十一号ヌ及びアの改正規定、同表第八十五号ニの改正規定並びに同表中第八十五号に加える改正規定 公布の日

二 別表第二第五号ヲの改正規定 平成十六年六月一日

三 別表第三県民の日（六月十五日）の項の改正規定（「競技場（共同使用の場合に限る。）」の下に「、庭球場」を加える部分に限る。） 平成十六年六月十五日

四 別表第二中第四十五号の次に一号を加える改正規定（引取業者及びフロン類回収業者に係る部分を除く。） 平成十六年七月一日

五 別表第二中第百二十六号の次に一号を加える改正規定 平成十六年十月一日

六 別表第二中第四十四号の次に一号を加える改正規定及び同表中第四十五号の次に一号を加える改正規定（引取業者及びフロン類回収業者に係る部分に限る。） 平成十七年一月一日

附 則（平成十六年六月二十五日規則第四百十三号）

この規則は、平成十六年十月一日から施行する。

附 則（平成十六年九月二十八日規則第百五十四号）

この規則は、平成十六年十月一日から施行する。

附 則（平成十六年十二月十日規則第百七十一号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成十七年一月一日から施行する。

（適用）

- 2 改正後の使用料及び手数料条例施行規則別表第二第二十九号の規定の適用については、平成十七年一月一日から同年三月三十一日までの間は、同号メからヒまで中「法」とあるのは、「薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成十五年政令第五百三十五号）附則第九条の規定により薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律（平成十四年法律第九十六号）第二条の規定の施行前に行う同条の規定による改正後の法」とする。

附 則（平成十七年二月二十二日規則第十一号）

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成十七年三月一日規則第二十号）

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成十七年三月二十九日規則第四十四号）

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成十七年六月十四日規則第二百二十四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十七年七月二十二日規則第四百四十二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十七年十月二十五日規則第六百四十四号）

この規則は、平成十七年十一月二十一日から施行する。ただし、別表第二中第九十八号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成十八年三月七日規則第十三号）

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成十八年三月三十一日規則第六十五号）

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 別表第二中第四十七号の改正規定、同表中第六十五号の改正規定並びに同表中第六十七号及び第六十八号の改正規定 公布の日

二 別表第二第二百二号に次のように加える改正規定 平成十八年五月一日

三 別表第二中第四十二号の次に一号を加える改正規定（特定動物の飼養又は保管の許可申請手数料に係る部分を除く。）及び同表中第二百一十一号の改正規定 平成十八年六月一日

附 則（平成十八年九月二十九日規則第一百五号）

この規則は、平成十八年九月三十日から施行する。

附 則（平成十九年三月十六日規則第十号）

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 別表第二第十四号の改正規定、同表中第二百二十七号を削り、第二百二十七号の二を第二百二十七号とする改正規定及び別表第三の改正規定 公布の日

二 別表第二第四十二号の二の改正規定及び同表中第九号の三の次に一号を加える改正規定 平成十九年六月一日

三 別表第二第九十八号の改正規定 建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第九十二号）の施行の日

附 則（平成十九年九月二十八日規則第八十一号）

この規則は、平成十九年十月一日から施行する。

附 則（平成十九年十月十九日規則第九十五号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第二第二十三号の改正規定は平成十九年十月二十日から、同表第九十八号の二の改正規定（同号中マの次に加える部分を除く。）は同年十一月三十日から施行する。

附 則（平成十九年十二月十八日規則第百八号）

この規則は、平成十九年十二月十九日から施行する。

附 則（平成二十年三月二十八日規則第十六号）

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、平成二十年五月一日から施行する。

附 則（平成二十年五月二十三日規則第五十四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十年七月十八日規則第六十号）

（施行期日）

1 この規則は、平成二十年八月一日から施行する。ただし、別表第二第二十三号の改正規定（同号中トをカとし、へをワとし、ホをヲとし、ニをへとし、への次に加える改正規定（同号又に係る部

分に限る。)を除く。)は、平成二十年十月一日から施行する。

(適用)

- 2 改正後の使用料及び手数料条例施行規則別表第二第二十三号の規定の適用については、平成二十年八月一日から同年九月三十日までの間は、同号中「温泉法（昭和二十三年法律第二百五号）」とあるのは、「温泉法（昭和二十三年法律第二百五号）及び温泉法の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百一十一号）」とする。

附 則（平成二十年十月二十一日規則第七十八号）

この規則は、平成二十年十一月一日から施行する。

附 則（平成二十年十二月十九日規則第八十八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十年十二月二十四日規則第八十九号）

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二十一年三月二十三日規則第十二号）

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、別表第一中東葛テクノプラザ附帯設備使用料の項の改正規定は公布の日から、別表第二中第二十九号の改正規定は同年六月一日から施行する。

附 則（平成二十一年四月十日規則第四十三号）

この規則は、平成二十一年六月一日から施行する。

附 則（平成二十一年五月二十九日規則第四十九号）

この規則は、平成二十一年六月四日から施行する。

附 則（平成二十一年七月十七日規則第五十七号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十一年十月二十二日規則第八十八号）

この規則は、平成二十一年十二月四日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 別表第二第二十一号の改正規定 公布の日

二 別表第二中第四十四号の二の次に一号を加える改正規定 土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第二十三号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日

附 則（平成二十一年十二月二十五日規則第九十四号）

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則（平成二十二年三月二十六日規則第十二号）

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則（平成二十二年四月二十三日規則第三十四号）

この規則は、平成二十二年四月二十六日から施行する。

附 則（平成二十三年二月四日規則第二号抄）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則（平成二十三年三月十八日規則第十五号）

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則（平成二十三年三月三十一日規則第七十八号）

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則（平成二十三年七月二十九日規則第九十七号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第十二条の改正規定は、平成二十三年八月一日から施行する。

附 則（平成二十四年三月二十三日規則第十二号）

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、別表第一さわやかちば県民プラザ附帯設備使用料の項の改正規定（同項映写設備の目中液晶プロジェクターの節の次に加える改正規定を除く。）、別表第二第九十二号へを削る改正規定及び別表第三障害者（身体障害者、知的障害者又は精神障害者をいい、これらの者を介護する者を含むものとする。）が使用する場合の項の改正規定（フィットネススタジオに係る部分に限る。）は公布の日から、別表第一さわやかちば県民プラザ附帯設

備使用料の項映写設備の目中液晶プロジェクターの節の次に加える改正規定は同年六月一日から施行する。

附 則（平成二十四年三月三十日規則第二十四号）

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二十五年三月一日規則第十八号）

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則（平成二十五年三月二十二日規則第二十一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十五年七月十二日規則第七十六号）

この規則は、平成二十五年八月一日から施行する。ただし、別表第二第四十二号の二の改正規定は、同年九月一日から施行する。

附 則（平成二十六年一月二十八日規則第五号）

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則（平成二十六年三月二十五日規則第十二号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、別表第二の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の使用料及び手数料条例施行規則別表第二第四十七号の規定は、平成二十六年三月二十日以後にされる旅券に関する申請に係る手数料について適用し、同日前にされた旅券に関する申請に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成二十六年十月二十一日規則第六十二号）

この規則は、平成二十六年十一月二十五日から施行する。ただし、別表第二第四十二号の二に加える改正規定、同表第百十九号の改正規定及び同表中第百二十三号の次に一号を加える改正規定は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則（平成二十七年三月二十日規則第七号）

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、別表第二中第三十号の二を削り、第三十号の三を第三十号の二とし、第三十号の四を第三十号の三とし、第三十号の五を第三十号の四とする改正規定は同年五月三十一日から、同表第九十八号及び第九十八号の二の改正規定は同年六月一日から施行する。

附 則（平成二十七年五月二十二日規則第四十四号）

この規則は、平成二十七年五月二十九日から施行する。

附 則（平成二十七年七月十日規則第四十九号）

この規則は、平成二十七年九月一日から施行する。ただし、別表第二中第九十八号の三を第九十八号の四とし、第九十八号の二の次に一号を加える改正規定は、同年八月一日から施行する。

附 則（平成二十七年九月四日規則第五十四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十七年十月三十日規則第五十九号）

この規則は、平成二十七年十一月一日から施行する。

附 則（平成二十七年十二月二十五日規則第八十号）

この規則は、平成二十八年三月二十三日から施行する。ただし、別表第二中第十四号の二の改正規定は、同年四月一日から施行する。

附 則（平成二十八年三月二十五日規則第十号）

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、別表第二中第二十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十八年三月三十一日規則第二十七号）

この規則は、平成二十八年六月二十三日から施行する。

附 則（平成二十八年十月二十五日規則第七十六号）

この規則は、平成二十八年十二月一日から施行する。

附 則（平成二十九年三月七日規則第五号）

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、別表第二中第百二十五号の二の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十九年三月三十一日規則第十一号）

（施行期日）

1 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定によりされた命令（監視伝染病の発生を予防するためのものに限る。）により実施する検査であって、家畜又はその死体の所有者に対する検査の実施の期日の指定が施行日前に行われたものに係る家畜検査手数料については、この規則による改正後の使用料及び手数料条例施行規則別表第一の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成二十九年六月九日規則第三十一号）

この規則は、平成二十九年七月一日から施行する。

附 則（平成二十九年七月二十一日規則第三十七号）

この規則は、平成二十九年八月一日から施行する。

附 則（平成二十九年十月十七日規則第四十二号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第二第九十七号の改正規定は、平成二十九年十二月一日から施行する。

附 則（平成二十九年十二月二十八日規則第四十九号）

この規則は、平成三十年一月四日から施行する。

附 則（平成三十年二月二十七日規則第四号）

この規則は、平成三十年三月一日から施行する。

附 則（平成三十年三月二十三日規則第九号）

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、別表第二第九十号の二の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成三十年七月十三日規則第四十六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成三十年十月十九日規則第六十二号）

この規則は、建築基準法の一部を改正する法律（平成三十年法律第六十七号）の施行の日から施行する。ただし、第一条の規定は、平成三十年十一月一日から施行する。

附 則（平成三十年十二月二十八日規則第六十九号）

この規則は、平成三十一年十月一日から施行する。

附 則（平成三十一年三月二十九日規則第二十号）

（施行期日）

1 この規則は、平成三十一年十月一日から施行する。ただし、第一条及び次項の規定は同年四月一日から、第二条の規定は同年六月一日から施行する。

（家畜検査手数料に係る経過措置）

2 第一条の規定の施行の前日に家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定によりされた命令（監視伝染病の発生を予防するためのものに限る。）により実施する検査であって、家畜又はその死体の所有者に対する検査の実施の期日の指定が同日前行われたものに係る家畜検査手数料については、第一条の規定による改正後の使用料及び手数料条例施行規則別表第一の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和元年九月二十七日規則第十四号）

この規則は、令和元年十月一日から施行する。

附 則（令和二年三月十日規則第十号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年三月二十三日規則第十四号）

この規則は、令和二年六月一日から施行する。ただし、別表第二第二十五号から第二十七号までの改正規定は、令和二年四月一日から施行する。

附 則（令和二年六月三十日規則第四十六号）

この規則は、令和二年七月一日から施行する。

附 則（令和二年十月二十日規則第六十号）

この規則は、令和二年十二月一日から施行する。

附 則（令和二年十二月二十八日規則第七十二号）

この規則は、令和三年六月一日から施行する。ただし、別表第二第七十二号の改正規定は公布の日から、同号の次に加える改正規定は令和三年一月一日から施行する。

附 則（令和三年三月九日規則第二号）

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

附 則（令和三年三月三十一日規則第十三号）

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

附 則（令和三年七月十四日規則第三十六号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和三年八月一日から施行する。ただし、別表第二第二十九号の改正規定（同号中ルからケまでをソからキまでとし、ヌをタとし、タの次に加える部分、同号中リをヨとし、チをカとし、トをルとし、ルの次に加える部分（同号ヲに係る部分に限る。）及び同号中ハからヘまでをトからヌまでとし、ロの次に加える部分（ハ及びホに係る部分に限る。）に限る。）及び次項の規定は、同年七月二十一日から施行する。

（適用）

- 2 改正後の使用料及び手数料条例施行規則別表第二第二十九号の規定の適用については、令和三年七月二十一日から同月三十一日までの間は、同号中「いう。）」とあるのは「いう。）及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第六十三号。以下この号において「改正法」という。））」と、同号ヲ中「法第十三条の二の二第一項」とあるのは「改正法附則第十二条第九項」と、同号レ中「法第十四条の二第二項」とあるのは「改正法附則第十二条第十二項」とする。

附 則（令和三年十月十九日規則第八十三号）

この規則は、令和三年十一月一日から施行する。

附 則（令和三年十二月二十八日規則第九十九号）

この規則は、令和四年二月二十日から施行する。ただし、別表第二第百六号の改正規定は、同年三月十五日から施行する。

附 則（令和四年三月二十五日規則第二十三号）

この規則は、令和四年四月一日から施行する。ただし、別表第二第百七号の改正規定は、同年五月十三日から施行する。

附 則（令和四年六月二十八日規則第七十一号）

この規則は、令和四年十月一日から施行する。

附 則（令和四年十月二十一日規則第七十七号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和四年十一月十日規則第八十二号）

この規則は、令和四年十一月十一日から施行する。

附 則（令和四年十二月二十七日規則第八十六号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和五年三月二十七日から施行する。
（経過措置）
- 2 使用料及び手数料条例の一部を改正する条例（令和四年千葉県条例第四十一号）附則第二項の規定の適用を受ける一般旅券の査証欄の増補に係る手数料については、改正前の使用料及び手数料条例施行規則別表第二第四十七号ハの規定は、なおその効力を有する。この場合において、同号中「に基づく」とあるのは、「及び旅券法の一部を改正する法律（令和四年法律第三十三号）に基づく」とする。

附 則（令和四年十二月二十八日規則第九十一号）

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

附 則（令和五年三月十七日規則第四号）

この規則は、令和五年四月一日から施行する。ただし、別表第二第九十三号の改正規定は、同年五月二十六日から施行する。

附 則（令和五年三月三十一日規則第十五号）

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

附 則（令和五年七月二十一日規則第四十七号）

この規則は、令和六年四月一日から施行する。ただし、別表第三の改正規定は、公布の日から施行する。

別表第一（第二条）

使用料等の名称	区分		単位	額		
保健所及び衛生研究所の血液検査等手数料、結核定期健康診断手数料及び予防接種手数料	血液検査	血液採取（後天性免疫不全症候群（A I D S）抗体検査に係る採取を除く。）		一回につき	二百円	
		梅毒血清反応	梅毒脂質抗原使用検査	定性	一件につき	百五十円
				定量	一件につき	三百四十円
			血球凝集反応（T P H A 試験）	定性	一件につき	三百二十円
				定量	一件につき	五百三十円
		蛍光抗体法（F T A—A B S 試験）		一件につき	千四百六十円	
		感染症血清反応	トキソプラズマ抗体価測定		一件につき	二百六十円
			百日咳（ぜき）菌抗体価測定		一件につき	八百円
			H B s 抗原検査		一件につき	二百九十円
			H B s 抗体価検査		一件につき	三百二十円
			H C V 抗体価検査（構造蛋（たん）白及び非構造蛋（たん）白抗原）		一件につき	千六百円
			ウイルス抗体価測定		一項目につき	七百九十円
			ツツガムシ抗体価精密測定		一件につき	二千二百円
		尿検査（一般物質定性半定量検査に限る。）		一件につき	二百六十円	
		ふん便検査（虫卵検査に限る。）	塗抹顕微鏡検査		一件につき	二百円
集卵法			一件につき	百五十円		
排泄（せつ）物、滲（しん）出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査（蛍光顕微鏡、位相差顕微鏡、暗視野装置等を使用するものを除く。）		一件につき	五百円			
細菌培養同定検査	簡易培養検査	赤痢、腸チフス及びパラチフス		一検体につき	六百円	
		腸管出血性大腸菌		一菌種につき	千六百円	
		その他の細菌		一菌種につき	六百円	
	嫌気性培養検査		一件につき	六百円		

細菌薬 剤感受 性検査	一菌種	一件につき	千七百円	
	二菌種	一件につき	二千二百円	
	三菌種以上	一件につき	二千八百円	
抗酸菌 培養検 査	分離培養検査	一件につき	二千二百円	
	同定検査	一件につき	三千七百円	
	薬剤感受性検査	一件につき	三千八百円	
エック ス線診 断	透視診断	一回につき	千円	
	直接撮 影	キャビネ型以下	一枚につき	千四百九十 円
		八ツ切型	一枚につき	千五百円
		六ツ切型	一枚につき	千五百円
		四ツ切型	一枚につき	千五百二十 円
		大四ツ切型	一枚につき	千五百四十 円
		大角型	一枚につき	千五百七十 円
	半切型	一枚につき	千五百九十 円	
間接撮影（百ミリメートル判型に限る。）	一枚につき	七百五十円		
結核定 期健康 診断	ツベルクリン反応検査	一件につき	二百三十一 円	
	間接撮影（百ミリメートル判型に限る。）	一枚につき	百二十一円	
	精密検 査	直接撮影を含むもの	一件につき	百三十円
		直接撮影を含まないもの	一件につき	七十七円
予防接 種	B・C・G	一回につき	五百九十八 円	
	ジフテリア〇・一ミリリットル	一回につき	二百十六円	
	ジフテリア〇・五ミリリットル	一回につき	二百六十四 円	
	ジフテリア・破傷風混合	一回につき	二百九十八 円	
	百日咳（ぜき）・ジフテリア・破傷風混合	一回につき	六百五十円	
	急性灰白髄炎	一回につき	三百五十円	
	風しん	一回につき	千八百七十 三円	
	インフルエンザ〇・一ミリリットル	一回につき	三百十八円	
	インフルエンザ〇・二ミリリットル	一回につき	四百三十一 円	
	インフルエンザ〇・三ミリリットル	一回につき	五百四十五 円	
	インフルエンザ〇・五ミリリットル	一回につき	七百二十二 円	
	日本脳炎〇・二五ミリリットル	一回につき	四百六十九 円	
日本脳炎〇・五ミリリットル	一回につき	七百三十四 円		

産業支援 技術研究 所試験検 査等手数 料及び設 計手数料	形状測 定	平面度測定	一測定につ き	三千九百二 十円
		平行度測定	一測定につ き	五千九百十 円
		真直度測定	一測定につ き	五千二百八 十円
		表面粗さ測定	一測定につ き	三千百九十 円
		真円度測定	一測定につ き	三千三百五 十円
		円筒度測定	一測定につ き	四千三百二 十円
		直角度測定	一測定につ き	三千九百二 十円
		同軸度測定	一測定につ き	四千三百二 十円
		輪郭測定	一測定につ き	四千四百二 十円
		ゲージ 又は測 定器の 測定	ダイヤルゲージの測定	一試料五測 定まで
五測定を超 え一測定を 増すごとに	二百五十円			
ノギス又はマイクロメータの測定	一試料五測 定まで		二千七百元	
	五測定を超 え一測定を 増すごとに		二百十円	
ブロックゲージの比較測定	一試料につ き		二千五十円	
定盤の測定	一試料につ き		一万二千五 百三十円	
騒音又 は振動 の測定	騒音の測定	一測定につ き	二千三百八 十円	
	周波数分析試験	一測定につ き	三千八百九 十円	
環境試 験	振動試験	一試料二時 間まで	八千八百八 十円	
		二時間を超 え一時間を 増すごとに	二千四百円	
	温度・湿度試験	一試料二時 間まで	七千二百五 十円	
		二時間を超 え一時間を 増すごとに	千二百六十 円	
減圧・温度・湿度試験	一試料二時 間まで	一万二千四 百四十円		

		二時間を超え一時間を増すごとに	三千三百五十円
	熱衝撃試験	一試料二時間まで	八千六百五十円
		二時間を超え一時間を増すごとに	千七百八十円
	プレッシャークッカー試験	一試料二時間まで	六千三百八十円
		二時間を超え一時間を増すごとに	六百二十円
	複合環境試験	一試料二時間まで	八千八百円
		二時間を超え一時間を増すごとに	千三百五十円
イミュニティ試験	放射イミュニティ試験	一試験につき	一万八千六百五十円
	伝導イミュニティ試験	一試験につき	一万八千六百五十円
	雷サージイミュニティ試験	一試験につき	一万三千四百二十円
	静電気放電イミュニティ試験	一試験につき	一万二千七百三十円
	ファスト・トランジェント/バーストイミュニティ試験	一試験につき	一万二千四百八十円
	電源周波数磁界イミュニティ試験	一試験につき	七千八百三十円
	電圧ディップ・瞬停イミュニティ試験	一試験につき	九千七百四十円
電磁妨害波測定	放射妨害波測定	一測定につき	一万八千七百四十円
	電源ポート伝導妨害波測定	一測定につき	一万四千七百五十円
	通信ポート伝導妨害波測定	一測定につき	一万四千七百五十円
	妨害電力測定	一測定につき	一万六千七百四十円
	磁界強度測定	一測定につき	一万六千七百四十円
	電源高調波電流測定	一測定につき	一万三百十円
	電圧変動・フリッカ測定	一測定につき	一万二千八百九十円

強度試験	引張・圧縮試験	R H五〇型試験機による試験		一試料一測定まで	四千九百七十円		
				一測定を超え一測定を増すごとに	千六百十円		
				R E H二〇〇型試験機による試験		一試料一測定まで	六千二百三十円
						一測定を超え一測定を増すごとに	千九百五十円
		インストロン型試験機による試験	常温	一試料一測定まで	五千五百七十円		
				一測定を超え一測定を増すごとに	二千六百十円		
			恒温	一試料一測定まで	一万三千七百六十円		
				一測定を超え一測定を増すごとに	二千七百九十円		
		耐力試験			一試料につき	六千四百三十円	
		曲げ試験	リレー型万能材料試験機による試験		一試料につき	千六百二十円	
			インストロン型試験機による試験		一試料につき	五千五百七十円	
		衝撃試験	室温		一試料につき	千五百四十円	
低温			一試料につき	千九百四十円			
非破壊試験	エックス線シーティン試験	大型試験機による試験		一試料一時間まで	一万三千七百円		
				一時間を超え三十分を増すごとに	五千四百十円		
		小型試験機による試験		一試料一時間まで	九千六百九十円		
				一時間を超え三十分を増すごとに	三千七百七十円		
	エックス線透過試験	工業判フィルム使用の場合		一枚につき	七千九十円		
		四ツ切判フィルム使用の場合		一枚につき	七千六百七十円		
	磁気探傷試験			三十分につき	二千七百六十円		
	蛍光及び染色探傷試験			三十分につき	二千五百八十円		

				き	十円	
金属硬 さ試験	ブリネル硬さ試験			一試料五測 定まで	二千十円	
				五測定を超 え一測定を 増すごとに	三百三十円	
	ロックウエル硬さ試験			一試料五測 定まで	二千二十円	
				五測定を超 え一測定を 増すごとに	三百三十円	
	ビッカース 硬さ試験	精密測定			一試料五測 定まで	三千二百五 十円
					五測定を超 え一測定を 増すごとに	三百十円
多点自動測定				一試料五測 定まで	五千四百二 十円	
				五測定を超 え一測定を 増すごとに	八十円	
組織試 験	光学顕微鏡試験			一試料写真 一枚まで	千六百三十 円	
				写真一枚を 超え一枚を 増すごとに	七百十円	
	マクロ組織試験			一試料写真 一枚まで	千六百四十 円	
				写真一枚を 超え一枚を 増すごとに	八百七十円	
表面試 験	電子線マイ クロアナラ イザ試験	定性分析	高速	一試料一測 定まで	八千四百十 円	
				一測定を超 え一測定を 増すごとに	三千六百五 十円	
			低速	一試料一測 定まで	一万六千三 百四十円	
				一測定を超 え一測定を 増すごとに	一万五千八 百九十円	
		面分析		一試料三元 素まで	一万三千八 百七十円	
				三元素を超 え一元素を 増すごとに	四千八百十 円	
線分析		一試料三元	六千四百十			

				素まで	円	
				三元素を超え一元素を増すごとに	千六百十円	
エックス線光電子分光分析試験	簡易分析			一試料一測定まで	二万二千八百三十円	
				一測定を超え一測定を増すごとに	五千七百十円	
		状態分析		一試料一測定まで	二万九千四十円	
				一測定を超え一測定を増すごとに	五千七百十円	
	面分析		一試料一測定まで	三万五百円		
			一測定を超え一測定を増すごとに	四千四十円		
	分析試験	定量分析	クロマト分析	ガスクロマト分析	一測定一成分まで	五千六百十円
					一成分を超え一成分を増すごとに	二千五百七十円
液体クロマト分析				一測定一成分まで	八千五百七十円	
				一成分を超え一成分を増すごとに	四千三百二十円	
イオンクロマト分析				一測定一成分まで	七千四十円	
				一成分を超え一成分を増すごとに	三千五百二十円	
化学分析			簡易なもの	一試料一成分につき	三千百九十円	
			複雑なもの	一試料一成分につき	六千三百四十円	
原子吸光分析			一試料一成分につき	三千四百五十円		
吸光光度分析			一試料一成分につき	三千三百八十円		
その他の分析			一試料一成分につき	四千六百二十円		
定性分析			蛍光エックス線分析		一試料一測定につき	八千九百二十円
		エックス線回折分析		一試料につ	一万八千三	

			き	百七十円
		赤外分光分析	一試料につき	四千八百円
		顕微赤外分光分析(面分析を除く。)	一試料につき	九千六百四十円
		吸光光度分析	一試料一測定につき	三千二十円
		ガスクロマト分析	一試料一測定につき	五千七十円
		液体クロマト分析	一試料一測定につき	八千六百五十円
	熱分析	熱機械分析	一試料一測定につき	一万八千五百四十円
		その他の熱分析	一試料一測定につき	七千八十円
物性試験	色度・濁度・浮ひようによる比重・液体の導電率・屈折計による糖度・温度・測厚計による厚さ・重量測定		一試料一項目につき	八百八十円
	水素イオン濃度測定		一試料につき	千五十円
	浮ひようによる比重測定以外の比重測定		一試料につき	二千五百二十円
微生物試験	一般生菌数試験		一試料につき	三千二百円
	その他の試験		一試料一項目につき	四千五百三十円
微生物培養試験	液体培養試験	五百ミリリットル	一本につき	四千五十円
		二千ミリリットル	一本につき	八千九十円
	固体培養試験		一試料につき	四千六百十円
電気・電子測定試験	特性試験		一測定につき	三千七十円
	精度試験		一測定につき	三千四百三十円
試料調製	各試験に係る試料の切断		一試料につき	千三十円
	各試験に係る試料の樹脂埋込		一試料につき	千九百十円
	各試験に係る試料の研磨		一試料につき	四千二百三十円
	各試験に係る試料のエッチング		一試料につき	九百九十円
	各試験に係る試料のコーティング		一試料につき	三百六十円
	その他の調製		一試料につき	三千三百四十円
前処理	簡易なもの		一試料につ	三千六百五

	料		き	十円	
		複雑なもの	一試料につき	七千八十円	
	図案の作成	マーク類	一件につき	二万七千百円	
		ラベル類	一件につき	二万九千七百六十円	
		包装類	一件につき	三万二百円	
	ポスター類	一件につき	四万九千七百八十円		
家畜検査 手数料	ブルセラ症検査		一頭につき	四百四十円	
	結核検査		一頭につき	四百四十円	
	ヨーネ病検査		一頭につき	六百四十円	
	牛ウイルス性下痢検査		一頭につき	九百五十円	
	牛伝染性リンパ腫検査		一頭につき	七百三十円	
	オーエスキー病検査		一頭につき	七百五十円	
	豚繁殖・呼吸障害症候群検査		一頭につき	四百八十円	
	サルモネラ・プロラムによる家きんサルモネラ症検査		一羽につき	五十円	
	鶏の鳥マイコプラズマ症検査		一羽につき	五十円	
	腐そ病検査		一群につき	七十円	
	その他の検査		一頭、一羽 又は一群につき	三百八十円	
家畜注射 又は家畜 薬浴の手 数料	家畜注 射	予防注射	牛の予防注射	一頭につき	八百八十円
			炭そ予防注射	一頭につき	四百円
			馬の流行性脳炎予防注射	一頭につき	千百四十円
			豚熱予防注射	一頭につき	三百九十円
			豚の流行性脳炎予防注射	一頭につき	千二百円
			家きん予防注射	一羽につき	六十円
			その他の予防注射	一頭につき	八百五十円
	血清注射	一頭につき	千二百八十円		
家畜薬浴		一頭につき	千七百五十円		
家畜保健 衛生手数 料	検査料	抗体検査	牛伝染性リンパ腫抗体検査	一頭につき	七百九十円
			馬伝染性貧血抗体検査	一頭につき	千五百六十円
			馬パラチフス抗体検査	一頭につき	千三百十円
			豚のオーエスキー病抗体検査	一頭につき	七百八十円
			豚繁殖・呼吸障害症候群抗体検査	一頭につき	五百円
		その他の検査	ヨーネ病遺伝子学的検査	一頭につき	二千九百九十円
			牛ウイルス性下痢検査	一頭につき	千三十円
			牛ウイルス性下痢遺伝子学的検査	一頭につき	二千九百九十円
			牛伝染性リンパ腫遺伝子学的検査	一頭につき	二千九百九十円

			牛の牛カンピロバクター症検査	一頭につき	八百円	
			トリコモナス症検査	一頭につき	八百円	
			馬インフルエンザ簡易検査	一頭につき	二千二百四十円	
			馬伝染性子宮炎検査	一頭につき	千百八十円	
			豚繁殖・呼吸障害症候群遺伝子学的検査	一頭につき	二千九百九十円	
			鳥インフルエンザ簡易検査	一羽につき	二千八十円	
社会福祉センター 附帯設備 使用料	舞台設備	講演台		一卓	八百四十円	
	照明器具	持込器具		電源一キロワットにつき	百五十円	
	音響装置	再生機器			一式	千四百六十円
		ワイヤレスマイクロホン			一チャンネル	二千五百九十円
		卓上型マイクスタンド			一本	百五十円
		床上型マイクスタンド			一本	二百五十円
	映写設備	液晶プロジェクターA			一台	三千二百二十円
		液晶プロジェクターB			一台	五百三十円
		移動型液晶プロジェクターA			一台	千五十円
		移動型液晶プロジェクターB			一台	五百三十円
	東葛テクノプラザ 附帯設備 使用料	舞台装置	講演台（ホールにおいて使用の場合）		一卓	八百五十円
			スタンドパネル		一台	三百円
照明器具		持込器具		電源一キロワットにつき	百五十円	
音響装置		ステレオカセットテープレコーダー			一台	千七百十円
		コンパクトディスクプレーヤー			一台	千三百八十円
		ワイヤレスマイクロホン			一チャンネル	二千五百八十円
		ダイナミックマイクロホン			一本	五百二十円
		ポータブルパワーアンプ及びポータブルスピーカー			一式	二千五百八十円
		マイクロホンスタンド			一本	二百五十円
		卓上スタンド			一本	百五十円
		拡声装置	ホール用			一式
持込器具					電源一キロワットにつき	百五十円
映写設備		ビデオプロジェクター			一台	千七百四十円

		プロジェクター（ホール用）	一台	三千二百二十円	
		スライドプロジェクター	一台	千七百四十円	
		オーバーヘッドプロジェクター	一台	千七百四十円	
		オーバーヘッドカメラ	一台	千七百四十円	
		レーザーポインター	一本	三百円	
上屋使用料	昭和四十四年四月一日以後に完成した上屋	十六日から三十日までの期間	一トン又は一平方メートル一日につき	二十八円六十銭	
		三十日を超える期間	一トン又は一平方メートル一日につき	二十九円七十銭	
入港料	基準料率		総トン数一トンにつき	二円七十五銭	
	内航船舶の料率		総トン数一トンにつき	一元三十七銭	
	外航船舶の料率		総トン数一トンにつき	二円五十銭	
	<p>(摘要)</p> <p>一 基準料率は、内航船舶及び外航船舶以外の船舶について適用する。</p> <p>二 内航船舶とは、国内の港と国内以外の地域の港との間を往来する船舶以外の船舶をいう。</p> <p>三 外航船舶とは、消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）第十七条第二項第三号に規定する船舶をいう。</p>				
さわやかちば県民プラザ附帯設備使用料	舞台設備	講演台	一卓	八百七十円	
		指揮用譜面台	一台	三百円	
		楽団員用譜面台	一台	百五十円	
		山台	二尺	一枚	百円
			三尺	一枚	百五十円
			四尺	一枚	四百二十円
		反響板	一式	八千九百六十円	
		指揮台	一台	三百円	
		椅子（ホールにおいて使用する場合）	一脚	五十円	
		毛せん（緋（ひ）・紺）	一枚	二百円	
		地がすり（薄手）	一枚	八百七十円	
		上敷ござ	縦三尺 横二間	一枚	二百円
			縦三尺 横六間	一枚	三百円
		長座布団	一枚	百五十円	
高座座布団	一枚	百五十円			
びょうぶ	一双	千七百七十円			

	所作台		一枚	三百円	
	松羽目		一式	千七百七十円	
	大太鼓		一台	八百七十円	
	机（ホールにおいて使用する場合）		一卓	五十円	
	花台		一卓	百円	
	黒板（ホールにおいて使用する場合）		一台	百円	
	バレエ用シート		一枚	七百七十円	
	プログラムスタンド		一台	五十円	
	同時通訳システム		一式	一万八百六十円	
照明器具	フットライト		一列	四百二十円	
	ボーダーライト		一列	六百五十円	
	アッパーホリゾンライト	ホール用	一列一色	千百二十円	
		多目的室用	一列一色	四百二十円	
	ロアーホリゾンライト		一列一色	二百円	
	スポットライト	○・五キロワット	一台	百五十円	
		一キロワット	一台	三百円	
	クセノンピンスポットライト		一台	二千二百四十円	
持込器具		電源一キロワットにつき	百五十円		
音響装置	ステレオカセットテープレコーダー		一台	千七百七十円	
	デジタルオーディオテープレコーダー		一台	千七百七十円	
	コンパクトディスクプレーヤー		一台	千四百二十円	
	三点つりマイクロホン装置		一式	八百七十円	
	ワイヤレスマイクロホン		一チャンネル	二千六百七十円	
	コンデンサーマイクロホン		一本	千七百七十円	
	ステレオコンデンサーマイクロホン		一本	五千三百六十円	
	ダイナミックマイクロホン		一本	五百三十円	
	マイクロホンスタンド		一本	二百五十円	
	卓上スタンド		一本	百五十円	
	拡声装置		ホール用	一式	二千六百七十円
			補助拡声装置	一基	八百七十円
			補助調整卓	一台	八百七十円
		ポータブル拡声装置	一台	五百三十円	
		持込器具	電源一キロワットにつ	百五十円	

			き	
ピアノ	ベーゼンドルファーフルコン		一台	八千九百六十円
	国産グランドピアノ		一台	二千五百四十円
	ピアノ調律料			実費
映写設備	映写装置（十六ミリ）		一回	七千百六十円
	スクリーン（ホール用）		一回	三千五百六十円
	リアプロジェクションシステム		一台	一万八千六十円
	プロジェクター（七十インチ）		一台	三千三百六十円
	液晶プロジェクター		一台	五百三十円
	移動式プロジェクター		一台	五百三十円
	実物投影プロジェクター		一台	五百三十円
研修設備	展示用パネル		一枚	五十円
	陶芸窯	二十キロワット	一回	五百三十円
		四十キロワット	一回	千二百円
		電気使用		実費
乾燥棚		一台	百円	

一部改正〔昭和三十一年規則三五号・三二年九号・二一号・三三年一一号・四五号・四七号・五〇号・六五号・三四年五号・五三号・三五年四〇号・六七号・七一号・三六年三二号・三七年四五号・六六号・三八年五四号・六五号・三九年四七号・六四号・七二号・四〇年二九号・五四号・四一年一十一号・六一号の二・四二年一九号・四三年一十二号・一八号・六〇号・四四年一八号・二一号・七七号・四五年四号・三五号・四六年三七号・六一号・四七年六〇号・四八年一七号・四八号・四九年一十一号・七四号・五〇年四二号・五一年一十一号・二一号・七五号・五二年一十一号・三九号・五三年一四号・五〇号・五五号・七五号・五四年一十一号・四八号・五五年六号・四七号・五五号・五六年三二号・五七年一四号・三四号・四九号・五八年一七号・五九年八号・一七号・六〇年一十一号・五六号・六一年一〇号・六二年五号・六三年一〇号・五九号・平成元年二八号・六三号・八四号・二年一十一号・七〇号・三年三〇号・四年一十一号・二三号・五年一八号・四六号・六年一六号・七年一四号・五七号・八年一三十一号・四二号・六〇号・六二号・九年二五号・六二号・九五号・一〇年一九号・六一号・九十一号・一二年三十二号・一五四号・一三年一三十一号・一〇一十一号・一四年一六号・九十一号・一五年一〇号・五〇号・一六年二一十一号・一五四号・一九年一〇号・八十一号・二〇年一六号・二一年一十二号・九四号・二二年一十二号・二三年二号・一五号・二四年一十二号・二六年五号・一十二号・二七年七号・二八年一〇号・二九年一十一号・三〇年六九号・三一年二〇号・令和二年一〇号・四六号・四年九十一号〕

別表第二（第四条第一項）

- 一 納税証明書交付手数料
- 二 免税軽油使用者証の交付手数料
- 三 差押調書等の謄本交付手数料
- 四 行政書士試験手数料
- 四の二 行政書士試験合格証明書交付手数料
- 五 消防法（昭和二十三年法律第八十六号）に基づく事務に係る手数料のうち、次に掲げるもの
 - イ 移送取扱所設置許可申請手数料
 - ロ 移送取扱所変更許可申請手数料

- ハ 移送取扱所の設置の完成検査手数料
- ニ 移送取扱所の変更の完成検査手数料
- ホ 移送取扱所仮使用承認申請手数料
- ヘ 危険物取扱者免状交付手数料
- ト 危険物取扱者試験手数料
- チ 危険物取扱作業保安講習手数料
- リ 移送取扱所保安検査手数料
- ヌ 消防設備士免状交付手数料
- ル 消防設備士試験手数料
- ヲ 工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習手数料
- 六 危険物の規制に関する政令(昭和三十四年政令第三百六号)に基づく事務に係る手数料のうち、次に掲げるもの
 - イ 危険物取扱者免状書換え手数料
 - ロ 危険物取扱者免状再交付手数料
- 七 消防法施行令(昭和三十六年政令第三十七号)に基づく事務に係る手数料のうち、次に掲げるもの
 - イ 消防設備士免状書換え手数料
 - ロ 消防設備士免状再交付手数料
- 八 栄養士免許手数料
- 九 栄養士法施行令(昭和三十八年政令第二百三十一号)に基づく事務に係る手数料のうち、次に掲げるもの
 - イ 栄養士免許証訂正手数料
 - ロ 栄養士免許証再交付手数料
- 十 調理師法(昭和三十二年法律第四百七号)に基づく事務に係る手数料のうち、次に掲げるもの
 - イ 調理師免許手数料
 - ロ 調理師試験手数料
- 十一 調理師法施行令(昭和三十二年政令第三百三号)に基づく事務に係る手数料のうち、次に掲げるもの
 - イ 調理師免許証書換え交付手数料
 - ロ 調理師免許証再交付手数料
- 十二 保育士試験手数料
 - 十二の二 保育士試験の全部免除申請手数料
 - 十二の三 国家戦略特別区域限定保育士試験手数料
 - 十二の四 国家戦略特別区域限定保育士試験の全部免除申請手数料
- 十三 母体保護法施行令(昭和三十四年政令第十六号)に基づく事務に係る手数料のうち、次に掲げるもの
 - イ 受胎調節実地指導員指定証交付手数料
 - ロ 受胎調節実地指導員標識交付手数料
 - ハ 受胎調節実地指導員指定証訂正手数料
 - ニ 受胎調節実地指導員指定証再交付手数料
 - ホ 受胎調節実地指導員標識再交付手数料
- 十四 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)に基づく事務に係る手数料のうち、次に掲げるもの
 - イ 介護支援専門員証交付手数料
 - ロ 介護支援専門員証登録移転交付手数料
 - ハ 介護支援専門員証書換え交付手数料
 - ニ 介護支援専門員証再交付手数料
 - ホ 介護支援専門員証有効期間更新手数料
 - ヘ 介護老人保健施設開設許可手数料

- ト 介護老人保健施設変更許可手数料
- チ 介護医療院開設許可手数料
- リ 介護医療院変更許可手数料
- 十五 保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）に基づく事務に係る手数料のうち、次に掲げるもの
 - イ 准看護師免許手数料
 - ロ 准看護師再教育研修手数料
 - ハ 准看護師再教育研修修了登録手数料
 - ニ 再教育研修修了登録証書換え交付手数料
 - ホ 再教育研修修了登録証再交付手数料
 - ヘ 准看護師試験手数料
 - ト 准看護師試験合格証明書交付手数料
- 十六 保健師助産師看護師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十六号）に基づく事務に係る手数料のうち、次に掲げるもの
 - イ 准看護師免許証書換え交付手数料
 - ロ 准看護師免許証再交付手数料
 - ハ 助産婦名簿謄本交付手数料
 - ニ 保健婦免状書換え交付手数料
 - ホ 看護婦免状又は看護人免状書換え交付手数料
 - ヘ 保健婦免状再交付手数料
 - ト 看護婦免状又は看護人免状再交付手数料
- 十七 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）に基づく事務に係る手数料のうち、次に掲げるもの
 - イ 病院開設許可手数料
 - ロ 診療所開設許可手数料
 - ハ 助産所開設許可手数料
 - ニ 病院検査手数料
 - ホ 診療所検査手数料
 - ヘ 助産所検査手数料
- 十八 死体保存許可手数料
- 十九 診療エックス線技師免許証再交付手数料
- 二十 診療エックス線技師免許証書換え交付手数料
- 二十一 臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）に基づく事務に係る手数料のうち、次に掲げるもの
 - イ 衛生検査所登録申請手数料
 - ロ 衛生検査所登録証明書書換え交付手数料
 - ハ 衛生検査所登録証明書再交付手数料
 - ニ 衛生検査所登録変更申請手数料
- 二十二 削除
- 二十三 温泉法（昭和二十三年法律第二百五号）に基づく事務に係る手数料のうち、次に掲げるもの
 - イ 土地掘削許可申請手数料
 - ロ 土地掘削の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料
 - ハ 土地掘削のための施設等の変更許可申請手数料
 - ニ ゆう出路増掘許可申請手数料
 - ホ 動力装置許可申請手数料
 - ヘ ゆう出路増掘又は動力装置の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料
 - ト ゆう出路増掘のための施設等の変更許可申請手数料
 - チ 温泉採取許可申請手数料
 - リ 温泉採取の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料
 - ヌ 可燃性天然ガスの濃度についての確認申請手数料

- ル 温泉採取のための施設等の変更許可申請手数料
- ヲ 温泉利用許可申請手数料
- ワ 温泉利用の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料
- カ 温泉成分分析を行う者の登録申請手数料

二十四 大麻取締法（昭和二十三年法律第二百二十四号）に基づく事務に係る手数料のうち、次に掲げるもの

- イ 大麻取扱者免許申請手数料
- ロ 大麻取扱者登録変更手数料
- ハ 大麻取扱者免許証再交付手数料

二十五 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）に基づく事務に係る手数料のうち、次に掲げるもの

- イ 毒物劇物製造業、輸入業又は販売業登録申請手数料
- ロ 毒物劇物製造業、輸入業又は販売業登録更新申請手数料
- ハ 毒物劇物取扱者試験手数料
- ニ 毒物劇物製造業又は輸入業登録変更申請手数料

二十六 毒物及び劇物取締法施行令（昭和三十年政令第二百六十一号）に基づく事務に係る手数料のうち、次に掲げるもの

- イ 毒物劇物製造業、輸入業又は販売業登録票書換え交付手数料
- ロ 毒物劇物製造業、輸入業又は販売業登録票再交付手数料

二十七 覚醒剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）に基づく事務に係る手数料のうち、次に掲げるもの

- イ 覚醒剤施用機関指定申請手数料
- ロ 覚醒剤研究者指定申請手数料
- ハ 覚醒剤製造業者、覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者又は覚醒剤原料製造業者指定申請手数料
- ニ 指定証再交付申請手数料
- ホ 覚醒剤原料取扱者指定申請手数料
- ヘ 覚醒剤原料研究者指定申請手数料

二十八 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）に基づく事務に係る手数料のうち、次に掲げるもの

- イ 麻薬卸売業者免許申請手数料
- ロ 麻薬小売業者免許申請手数料
- ハ 麻薬施用者免許申請手数料
- ニ 麻薬管理者免許申請手数料
- ホ 麻薬研究者免許申請手数料
- ヘ 免許証又は登録証の再交付申請手数料
- ト 向精神薬卸売業者免許申請手数料
- チ 向精神薬小売業者免許申請手数料
- リ 向精神薬試験研究施設設置者登録申請手数料

二十九 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四十五号。以下この号において「法」という。）に基づく事務に係る手数料のうち、次に掲げるもの

- イ 薬局開設許可申請手数料
- ロ 薬局開設許可更新申請手数料
- ハ 地域連携薬局認定申請手数料
- ニ 地域連携薬局認定更新申請手数料
- ホ 専門医療機関連携薬局認定申請手数料
- ヘ 専門医療機関連携薬局認定更新申請手数料
- ト 法第十二条第一項の規定による製造販売業の許可の申請に対する審査に係る手数料のうち、次に掲げるもの

- (イ) 第一種医薬品製造販売業許可申請手数料
 - (ロ) 第二種医薬品製造販売業許可申請手数料
 - (ハ) 薬局製造販売医薬品製造販売業許可申請手数料
 - (ニ) 医薬部外品製造販売業許可申請手数料
 - (ホ) 化粧品製造販売業許可申請手数料
- チ 法第十二条第四項の規定による製造販売業の許可の更新の申請に対する審査に係る手数料のうち、次に掲げるもの
- (イ) 第一種医薬品製造販売業許可更新申請手数料
 - (ロ) 第二種医薬品製造販売業許可更新申請手数料
 - (ハ) 薬局製造販売医薬品製造販売業許可更新申請手数料
 - (ニ) 医薬部外品製造販売業許可更新申請手数料
 - (ホ) 化粧品製造販売業許可更新申請手数料
- リ 法第十三条第一項の規定による製造業の許可の申請に対する審査に係る手数料のうち、次に掲げるもの
- (イ) 医薬品製造業許可申請手数料
 - (ロ) 薬局製造販売医薬品製造業許可申請手数料
 - (ハ) 医薬部外品製造業許可申請手数料
 - (ニ) 化粧品製造業許可申請手数料
- ヌ 法第十三条第四項の規定による製造業の許可の更新の申請に対する審査に係る手数料のうち、次に掲げるもの
- (イ) 医薬品製造業許可更新申請手数料
 - (ロ) 薬局製造販売医薬品製造業許可更新申請手数料
 - (ハ) 医薬部外品製造業許可更新申請手数料
 - (ニ) 化粧品製造業許可更新申請手数料
- ル 法第十三条第八項の規定による製造業の許可の区分の変更又は追加の許可の申請に対する審査に係る手数料のうち、次に掲げるもの
- (イ) 医薬品製造業許可区分変更又は追加許可申請手数料
 - (ロ) 医薬部外品製造業許可区分変更又は追加許可申請手数料
 - (ハ) 化粧品製造業許可区分変更又は追加許可申請手数料
- ヲ 法第十三条の二の二第一項の規定による保管のみを行う製造所に係る登録の申請に対する審査に係る手数料のうち、次に掲げるもの
- (イ) 医薬品の保管のみを行う製造所に係る登録申請手数料
 - (ロ) 医薬部外品の保管のみを行う製造所に係る登録申請手数料
 - (ハ) 化粧品の保管のみを行う製造所に係る登録申請手数料
- ワ 法第十三条の二の二第四項の規定による保管のみを行う製造所に係る登録の更新の申請に対する審査に係る手数料のうち、次に掲げるもの
- (イ) 医薬品の保管のみを行う製造所に係る登録更新申請手数料
 - (ロ) 医薬部外品の保管のみを行う製造所に係る登録更新申請手数料
 - (ハ) 化粧品の保管のみを行う製造所に係る登録更新申請手数料
- カ 法第十四条第一項の規定による医薬品等の製造販売の承認の申請に対する審査に係る手数料のうち、次に掲げるもの
- (イ) 薬局製造販売医薬品製造販売承認申請手数料
 - (ロ) 医薬品製造販売承認申請手数料
 - (ハ) 医薬部外品製造販売承認申請手数料
- コ 法第十四条第七項（同条第十五項において準用する場合を含む。）の規定による調査又は法第十四条の七の二第四項の規定による製造所の調査に係る手数料のうち、次に掲げるもの
- (イ) 医薬品適合性調査手数料
 - (ロ) 医薬部外品適合性調査手数料
- タ 法第十四条第十五項の規定による医薬品等の製造販売の承認事項の一部変更の承認の申請に対する審査に係る手数料のうち、次に掲げるもの

- (イ) 薬局製造販売医薬品製造販売承認事項一部変更承認申請手数料
- (ロ) 医薬品製造販売承認事項一部変更承認申請手数料
- (ハ) 医薬部外品製造販売承認事項一部変更承認申請手数料
- レ 法第十四条の二第二項の規定による製造所の調査に係る手数料のうち、次に掲げるもの
 - (イ) 医薬品区分適合性調査手数料
 - (ロ) 医薬部外品区分適合性調査手数料
- ソ 法第二十三条の二第一項の規定による製造販売業の許可の申請に対する審査に係る手数料のうち、次に掲げるもの
 - (イ) 第一種医療機器製造販売業許可申請手数料
 - (ロ) 第二種医療機器製造販売業許可申請手数料
 - (ハ) 第三種医療機器製造販売業許可申請手数料
 - (ニ) 体外診断用医薬品製造販売業許可申請手数料
- ツ 法第二十三条の二第四項の規定による製造販売業の許可の更新の申請に対する審査に係る手数料のうち、次に掲げるもの
 - (イ) 第一種医療機器製造販売業許可更新申請手数料
 - (ロ) 第二種医療機器製造販売業許可更新申請手数料
 - (ハ) 第三種医療機器製造販売業許可更新申請手数料
 - (ニ) 体外診断用医薬品製造販売業許可更新申請手数料
- ネ 医療機器又は体外診断用医薬品製造業登録申請手数料
- ナ 医療機器又は体外診断用医薬品製造業登録更新申請手数料
- ラ 再生医療等製品製造販売業許可申請手数料
- ム 再生医療等製品製造販売業許可更新申請手数料
- ウ 医薬品販売業許可申請手数料
- ヰ 医薬品販売業許可更新申請手数料
- ノ 配置販売従事者身分証明書交付手数料
- オ 配置販売従事者身分証明書書換え交付手数料
- ク 配置販売従事者身分証明書再交付手数料
- ヤ 登録販売者試験手数料
- マ 販売従事登録申請手数料
- ケ 高度管理医療機器等販売業又は貸与業許可申請手数料
- フ 高度管理医療機器等販売業又は貸与業許可更新申請手数料
- コ 医療機器修理業許可申請手数料
- エ 医療機器修理業許可更新申請手数料
- テ 医療機器修理区分変更又は追加許可申請手数料
- ア 再生医療等製品販売業許可申請手数料
- サ 再生医療等製品販売業許可更新申請手数料
- キ 法第八十条第一項の規定による調査に係る手数料のうち、次に掲げるもの
 - (イ) 輸出用医薬品適合性調査手数料
 - (ロ) 輸出用医薬部外品適合性調査手数料
- 三十 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一号）に基づく事務に係る手数料のうち、次に掲げるもの
 - イ 薬局開設許可証の書換え交付手数料
 - ロ 薬局開設許可証の再交付手数料
 - ハ 地域連携薬局等の認定証の書換え交付手数料
 - ニ 地域連携薬局等の認定証の再交付手数料
 - ホ 医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造販売業の許可証の書換え交付手数料
 - へ 医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造販売業の許可証の再交付手数料
 - ト 医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造業の許可証の書換え交付手数料
 - チ 医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造業の許可証の再交付手数料
 - リ 医薬品、医薬部外品又は化粧品の保管のみを行う製造所に係る登録証の書換え交付手数料

- ヌ 医薬品、医薬部外品又は化粧品の保管のみを行う製造所に係る登録証の再交付手数料
- ル 基準確認証の書換え交付手数料
- ヲ 基準確認証の再交付手数料
- ワ 医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業の許可証の書換え交付手数料
- カ 医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業の許可証の再交付手数料
- ヨ 医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録証の書換え交付手数料
- タ 医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録証の再交付手数料
- レ 再生医療等製品の製造販売業の許可証の書換え交付手数料
- ソ 再生医療等製品の製造販売業の許可証の再交付手数料
- ツ 医薬品販売業許可証、高度管理医療機器等販売業若しくは貸与業許可証又は再生医療等製品販売業許可証の書換え交付手数料
- ネ 医薬品販売業許可証、高度管理医療機器等販売業若しくは貸与業許可証又は再生医療等製品販売業許可証の再交付手数料
- ナ 医療機器の修理業の許可証の書換え交付手数料
- ラ 医療機器の修理業の許可証の再交付手数料
- 三十の二 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）に基づく事務に係る手数料のうち、次に掲げるもの
 - イ 販売従事登録証書換え交付手数料
 - ロ 販売従事登録証再交付手数料
- 三十の三 毒物劇物取扱者試験合格証明書交付手数料
- 三十の四 登録販売者試験合格証明書交付手数料
- 三十一 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）に基づく事務に係る手数料のうち、次に掲げるもの
 - イ 食品の製品検査手数料
 - ロ 添加物の製品検査手数料
 - ハ 器具の製品検査手数料
 - ニ 容器包装の製品検査手数料
 - ホ 食品衛生管理者登録養成施設登録申請手数料
 - ヘ 食品衛生管理者登録講習会登録申請手数料
 - ト 飲食店営業許可申請手数料
 - チ 調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業許可申請手数料
 - リ 食肉販売業許可申請手数料
 - ヌ 魚介類販売業許可申請手数料
 - ル 魚介類競り売り営業許可申請手数料
 - ヲ 集乳業許可申請手数料
 - ワ 乳処理業許可申請手数料
 - カ 特別牛乳搾取処理業許可申請手数料
 - ヨ 食肉処理業許可申請手数料
 - タ 食品の放射線照射業許可申請手数料
 - レ 菓子製造業許可申請手数料
 - ソ アイスクリーム類製造業許可申請手数料
 - ツ 乳製品製造業許可申請手数料
 - ネ 清涼飲料水製造業許可申請手数料
 - ナ 食肉製品製造業許可申請手数料
 - ラ 水産製品製造業許可申請手数料
 - ム 氷雪製造業許可申請手数料
 - ウ 液卵製造業許可申請手数料
 - キ 食用油脂製造業許可申請手数料
 - ノ みそ又はしょうゆ製造業許可申請手数料

- オ 酒類製造業許可申請手数料
- ク 豆腐製造業許可申請手数料
- ヤ 納豆製造業許可申請手数料
- マ 麺類製造業許可申請手数料
- ケ そうざい製造業許可申請手数料
- フ 複合型そうざい製造業許可申請手数料
- コ 冷凍食品製造業許可申請手数料
- エ 複合型冷凍食品製造業許可申請手数料
- テ 漬物製造業許可申請手数料
- ア 密封包装食品製造業許可申請手数料
- サ 食品の小分け業許可申請手数料
- キ 添加物製造業許可申請手数料
- 三十一の二 食品衛生監視員登録養成施設登録申請手数料
- 三十二 理容所検査手数料
- 三十三 旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）に基づく事務に係る手数料のうち、次に掲げるもの
 - イ 旅館業許可申請手数料
 - ロ 旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料
- 三十四 浴場業許可申請手数料
- 三十五 クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）に基づく事務に係る手数料のうち、次に掲げるもの
 - イ クリーニング所検査手数料
 - ロ クリーニング師免許手数料
 - ハ クリーニング師試験手数料
- 三十六 クリーニング業法施行令（昭和二十八年政令第二百三十三号）に基づく事務に係る手数料のうち、次に掲げるもの
 - イ クリーニング師免許証訂正手数料
 - ロ クリーニング師免許証再交付手数料
- 三十七 狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）に基づく事務に係る手数料のうち、次に掲げるもの
 - イ 狂犬病予防注射手数料
 - ロ 犬の飼養管理費
 - ハ 犬の返還手数料
- 三十八 と畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）に基づく事務に係る手数料のうち、次に掲げるもの
 - イ 一般と畜場設置許可申請手数料
 - ロ 簡易と畜場設置許可申請手数料
 - ハ と畜検査手数料
- 三十九 美容所検査手数料
- 四十 製菓衛生師法（昭和四十一年法律第百十五号）に基づく事務に係る手数料のうち、次に掲げるもの
 - イ 製菓衛生師免許手数料
 - ロ 製菓衛生師試験手数料
- 四十一 製菓衛生師法施行令（昭和四十一年政令第三百八十七号）に基づく事務に係る手数料のうち、次に掲げるもの
 - イ 製菓衛生師免許証書換え交付手数料
 - ロ 製菓衛生師免許証再交付手数料
- 四十二 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）に基づく事務に係る手数料のうち、次に掲げるもの
 - イ 建築物清掃業者登録手数料

- ロ 建築物空気環境測定業者登録手数料
- ハ 建築物空気調和用ダクト清掃業者登録手数料
- ニ 建築物飲料水水質検査業者登録手数料
- ホ 建築物飲料水貯水槽清掃業者登録手数料
- へ 建築物排水管清掃業者登録手数料
- ト 建築物ねずみ昆虫等防除業者登録手数料
- チ 建築物環境衛生総合管理業者登録手数料

四十二の二 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）に基づく事務に係る手数料のうち、次に掲げるもの

- イ 第一種動物取扱業登録申請手数料
- ロ 第一種動物取扱業登録更新申請手数料
- ハ 第一種動物取扱業登録証再交付手数料
- ニ 動物取扱責任者研修手数料
- ホ 特定動物の飼養又は保管の許可申請手数料
- へ 特定動物の飼養又は保管の変更の許可申請手数料
- ト 特定動物の飼養又は保管の許可証再交付手数料
- チ 犬又は猫の引取り手数料
- リ 犬又は猫の飼養管理費
- ヌ 犬又は猫の返還手数料
- ル 負傷動物等の飼養管理費
- ヲ 負傷動物等の返還手数料

四十二の三 動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第三十九号）附則第四条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第一条の規定による改正前の動物の愛護及び管理に関する法律に基づく事務に係る手数料のうち、次に掲げるもの

- イ 特定動物の飼養又は保管の変更の許可申請手数料
- ロ 特定動物の飼養又は保管の許可証再交付手数料

四十三 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号）に基づく事務に係る手数料のうち、次に掲げるもの

- イ 食鳥処理事業許可申請手数料
- ロ 食鳥処理場の構造又は設備変更許可申請手数料
- ハ 登録養成施設登録申請手数料
- ニ 登録講習会登録申請手数料
- ホ 食鳥検査手数料
- へ 確認規程認定申請手数料
- ト 確認規程変更認定申請手数料

四十四 公害紛争処理法（昭和四十五年法律第百八号）に基づく事務に係る手数料のうち、次に掲げるもの

- イ 調停申請手数料
- ロ 仲裁申請手数料
- ハ 参加申立て手数料

四十四の二 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成十三年法律第六十四号）に基づく事務に係る手数料のうち、次に掲げるもの

- イ 第一種フロン類充填回収業者登録申請手数料
- ロ 第一種フロン類充填回収業者登録更新申請手数料

四十四の三 土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）に基づく事務に係る手数料のうち、次に掲げるもの

- イ 汚染土壌処理業許可申請手数料
- ロ 汚染土壌処理業許可更新申請手数料
- ハ 汚染土壌処理業の変更許可申請手数料
- ニ 汚染土壌処理業譲渡及び譲受承認申請手数料

- ホ 汚染土壌処理業者法人合併又は分割承認申請手数料
- ヘ 汚染土壌処理業相続承認申請手数料
- ト 指定調査機関指定申請手数料
- チ 指定調査機関指定更新申請手数料

四十五 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）に基づく事務に係る手数料のうち、次に掲げるもの

- イ 狩猟免許申請手数料
- ロ 狩猟免許再交付手数料
- ハ 狩猟免許更新申請手数料
- ニ 狩猟者登録手数料
- ホ 狩猟者登録変更登録手数料
- ヘ 狩猟者登録証再交付手数料
- ト 狩猟者記章再交付手数料

四十五の二 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）に基づく事務に係る手数料のうち、次に掲げるもの

- イ 引取業者登録申請手数料
- ロ 引取業者登録更新申請手数料
- ハ フロン類回収業者登録申請手数料
- ニ フロン類回収業者登録更新申請手数料
- ホ 解体業許可申請手数料
- ヘ 解体業許可更新申請手数料
- ト 破碎業許可申請手数料
- チ 破碎業許可更新申請手数料
- リ 破碎業の変更許可申請手数料

四十六 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）に基づく事務に係る手数料のうち、次に掲げるもの

- イ 一般廃棄物処理施設設置許可申請手数料
- ロ 一般廃棄物処理施設定期検査手数料
- ハ 一般廃棄物処理施設の変更許可申請手数料
- ニ 一般廃棄物処理施設の熱回収施設認定申請手数料
- ホ 一般廃棄物処理施設の熱回収施設認定更新申請手数料
- ヘ 一般廃棄物処理施設譲受け又は借受け許可申請手数料
- ト 一般廃棄物許可施設設置法人合併又は分割認可申請手数料
- チ 産業廃棄物の処理に係る特例の認定申請手数料
- リ 産業廃棄物の処理に係る特例の変更認定申請手数料
- ヌ 産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料
- ル 産業廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料
- ヲ 産業廃棄物処分業許可申請手数料
- ワ 産業廃棄物処分業許可更新申請手数料
- カ 産業廃棄物収集運搬業の変更許可申請手数料
- ヨ 産業廃棄物処分業の変更許可申請手数料
- タ 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料
- レ 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料
- ソ 特別管理産業廃棄物処分業許可申請手数料
- ツ 特別管理産業廃棄物処分業許可更新申請手数料
- ネ 特別管理産業廃棄物収集運搬業の変更許可申請手数料
- ナ 特別管理産業廃棄物処分業の変更許可申請手数料
- ラ 産業廃棄物処理施設設置許可申請手数料
- ム 産業廃棄物処理施設定期検査手数料
- ウ 産業廃棄物処理施設の変更許可申請手数料

- キ 産業廃棄物処理施設の熱回収施設認定申請手数料
- ク 産業廃棄物処理施設の熱回収施設認定更新申請手数料
- カ 産業廃棄物処理施設譲受け又は借受け許可申請手数料
- キ 産業廃棄物許可施設設置法人合併又は分割認可申請手数料
- ク 廃棄物再生事業者登録申請手数料

四十七 旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）に基づく事務に係る手数料のうち、次に掲げるもの

- イ 一般旅券の発給手数料
- ロ 一般旅券の渡航先追加手数料

四十八 削除

四十九 狂犬病予防注射手数料

五十 軍歴証明手数料

五十一 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）に基づく事務に係る手数料のうち、次に掲げるもの

- イ 貸金業者の登録申請手数料
- ロ 貸金業者の登録更新申請手数料

五十一の二 貸金業者登録証明書交付手数料

五十二 採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）に基づく事務に係る手数料のうち、次に掲げるもの

- イ 採石業者登録申請手数料
- ロ 採石業務管理者認定申請手数料
- ハ 採石業務管理者試験手数料
- ニ 採石業務管理者試験合格証又は採石業務管理者認定証の再交付手数料
- ホ 岩石採取計画認可申請手数料
- ヘ 岩石採取計画変更認可申請手数料

五十三 砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）に基づく事務に係る手数料のうち、次に掲げるもの

- イ 砂利採取業者登録申請手数料
- ロ 砂利採取業務主任者認定申請手数料
- ハ 砂利採取業務主任者試験手数料
- ニ 砂利採取業務主任者試験合格証又は砂利採取業務主任者認定証の再交付手数料
- ホ 砂利採取計画認可申請手数料
- ヘ 砂利採取計画変更認可申請手数料

五十四 火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）に基づく事務に係る手数料のうち、次に掲げるもの

- イ 製造許可申請手数料
- ロ 販売営業許可申請手数料
- ハ 火薬庫の設置又は移転許可申請手数料
- ニ 火薬庫の構造又は設備変更許可申請手数料
- ホ 完成検査手数料
- ヘ 譲渡許可申請手数料
- ト 譲受許可申請手数料
- チ 運搬証明書交付手数料
- リ 輸入許可申請手数料
- ヌ 煙火の消費許可申請手数料
- ル 保安責任者試験手数料
- ヲ 保安責任者免状交付手数料
- ワ 保安責任者免状再交付手数料
- カ 保安検査手数料

五十五 高压ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）に基づく事務に係る手数料のうち、次に

掲げるもの

- イ 製造許可申請手数料
- ロ 製造施設等変更許可申請手数料
- ハ 第一種貯蔵所設置許可申請手数料
- ニ 第一種貯蔵所の位置、構造又は設備の変更許可申請手数料
- ホ 完成検査手数料
- ヘ 輸入検査手数料
- ト 製造保安責任者免状交付手数料
- チ 製造保安責任者免状再交付手数料
- リ 販売主任者免状交付手数料
- ヌ 販売主任者免状再交付手数料
- ル 製造保安責任者試験手数料
- ヲ 販売主任者試験手数料
- ワ 保安検査手数料
- カ 容器検査又は容器再検査手数料
- コ 附属品検査又は附属品再検査手数料
- ク 容器検査所の登録又は登録の更新申請手数料
- ケ 容器刻印等変更手数料

五十六 武器等製造法（昭和二十八年法律第百四十五号）に基づく事務に係る手数料のうち、次に掲げるもの

- イ 猟銃等製造事業許可申請手数料
- ロ 猟銃等販売事業許可申請手数料
- ハ 猟銃等種類変更許可申請手数料
- ニ 猟銃等工場等移転許可申請手数料

五十七 電気工事士法（昭和三十五年法律第百三十九号）に基づく事務に係る手数料のうち、次に掲げるもの

- イ 電気工事士免状交付手数料
- ロ 電気工事士免状再交付手数料
- ハ 電気工事士免状書換え手数料

五十八 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）に基づく事務に係る手数料のうち、次に掲げるもの

- イ 液化石油ガス販売事業登録申請手数料
- ロ 液化石油ガス販売事業者登録簿謄本交付手数料
- ハ 液化石油ガス販売事業者登録簿閲覧手数料
- ニ 保安機関認定申請手数料
- ホ 保安機関認定更新申請手数料
- ヘ 一般消費者等の数の増加の認可申請手数料
- ト 液化石油ガス販売事業者認定申請手数料
- チ 貯蔵施設又は特定供給設備の設置許可申請手数料
- リ 貯蔵施設又は特定供給設備の変更許可申請手数料
- ヌ 貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査手数料
- ル 充てん設備許可申請手数料
- ヲ 充てん設備変更許可申請手数料
- ワ 充てん設備完成検査手数料
- カ 充てん設備保安検査手数料
- コ 液化石油ガス設備士免状交付手数料
- ク 液化石油ガス設備士免状再交付手数料
- ケ 液化石油ガス設備士免状書換え手数料
- セ 液化石油ガス設備士試験手数料

五十九 電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和四十五年法律第九十六号）に基づく事務に

係る手数料のうち、次に掲げるもの

- イ 登録電気工事業者登録申請手数料
- ロ 登録電気工事業者更新登録申請手数料
- ハ 登録証訂正手数料
- ニ 登録証再交付手数料
- ホ 登録電気工事業者登録簿謄本交付手数料
- ヘ 登録電気工事業者登録簿閲覧手数料

六十 計量法（平成四年法律第五十一号）に基づく事務に係る手数料のうち、次に掲げるもの

- イ 特定計量器検定手数料
- ロ 車両等装置用計量器装置検査手数料
- ハ 特殊容器製造者指定申請手数料
- ニ 特定計量器定期検査手数料
- ホ 指定製造事業者の指定に係る検査手数料
- ヘ 基準器検査手数料
- ト 計量証明事業登録申請手数料
- チ 計量証明事業登録証の訂正又は再交付手数料
- リ 計量証明事業登録簿謄本交付手数料
- ヌ 計量証明事業登録簿閲覧手数料
- ル 特定計量器計量証明検査手数料
- ヲ 適正計量管理事業所指定申請手数料
- ワ 適正計量管理事業所の指定に係る検査手数料

六十の二 採石業者登録証明書交付手数料

六十の三 砂利採取業者登録証明書交付手数料

六十の四 高圧ガス製造許可証明書交付手数料

六十の五 高圧ガス製造施設完成検査証明書交付手数料

六十の六 土採取業者登録証明書交付手数料

六十の七 土採取現場責任者試験合格証再交付手数料

六十一 通訳案内士法（昭和二十四年法律第二百十号）に基づく事務に係る手数料のうち、次に掲げるもの

- イ 全国通訳案内士登録申請手数料
- ロ 全国通訳案内士登録証訂正手数料
- ハ 全国通訳案内士登録証再交付手数料

六十二 旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）に基づく事務に係る手数料のうち、次に掲げるもの

- イ 旅行業登録申請手数料
- ロ 旅行業者代理業登録申請手数料
- ハ 旅行業更新登録申請手数料
- ニ 旅行業変更登録申請手数料
- ホ 旅行サービス手配業登録申請手数料

六十三 職業能力開発促進法に基づく事務に係る手数料のうち、次に掲げるもの

- イ 職業訓練指導員免許手数料
- ロ 職業訓練指導員免許証再交付手数料
- ハ 職業訓練指導員試験手数料
- ニ 技能検定合格証書再交付手数料

六十四 計量器依頼検査手数料

六十五 計量検定所検定証明書又は定期検査証明書の交付手数料

六十五の二 農産物検査法（昭和二十六年法律第四百四十四号）に基づく事務に係る手数料のうち、次に掲げるもの

- イ 登録検査機関登録申請手数料
- ロ 登録検査機関登録更新申請手数料

- ハ 登録検査機関変更登録申請手数料
- 六十五の三 土地改良区又は土地改良区連合に係る証明書の交付に関する事務に係る手数料のうち、次に掲げるもの
 - イ 代表者の資格及び印鑑証明書交付手数料
 - ロ 役員資格証明書交付手数料
 - ハ 設立、解散又は合併認可証明書交付手数料
 - ニ 解散命令による解散証明書交付手数料
- 六十五の四 改良普及員資格試験合格証明書交付手数料
- 六十六 肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）に基づく事務に係る手数料のうち、次に掲げるもの
 - イ 肥料登録手数料
 - ロ 肥料登録更新手数料
- 六十七及び六十八 削除
- 六十九 依頼分析手数料
- 七十 家畜商法（昭和二十四年法律第二百八号）に基づく事務に係る手数料のうち、次に掲げるもの
 - イ 家畜商免許手数料
 - ロ 家畜商講習手数料
- 七十一 家畜商法施行令（昭和二十八年政令第二百五十二号）に基づく事務に係る手数料のうち、次に掲げるもの
 - イ 家畜商免許証書換え交付手数料
 - ロ 家畜商免許証再交付手数料
- 七十二 家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）に基づく事務に係る手数料のうち、次に掲げるもの
 - イ 種畜証明書書換え交付手数料
 - ロ 種畜証明書再交付手数料
 - ハ 家畜人工授精師免許申請手数料
 - ニ 家畜人工授精師免許証書換え交付手数料
 - ホ 家畜人工授精師免許証再交付手数料
 - ヘ 家畜人工授精所開設許可申請手数料
- 七十二の二 家畜改良増殖法施行規則（昭和二十五年農林省令第九十六号）に基づく事務に係る手数料のうち、次に掲げるもの
 - イ 家畜人工授精所開設許可証書換え交付手数料
 - ロ 家畜人工授精所開設許可証再交付手数料
- 七十三 家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）に基づく事務に係る手数料のうち、次に掲げるもの
 - イ 家畜検査手数料
 - ロ 家畜投薬手数料
 - ハ 家畜注射又は家畜薬浴の手数料
 - ニ 家畜検査証明書交付手数料
 - ホ 家畜注射証明書交付手数料
 - ヘ 家畜薬浴証明書交付手数料
 - ト 家畜投薬証明書交付手数料
- 七十四 転飼許可手数料
- 七十五 家畜取引法（昭和三十一年法律第二百二十三号）に基づく事務に係る手数料のうち、次に掲げるもの
 - イ 家畜市場登録申請手数料
 - ロ 家畜市場登録証書換え交付手数料
 - ハ 家畜市場登録証再交付手数料
- 七十六 養鶏振興法（昭和三十五年法律第四十九号）に基づく事務に係る手数料のうち、次に掲げ

るもの

- イ 標準鶏認定申請手数料
- ロ ふ化業者登録申請手数料
- ハ ふ化場確認申請手数料

七十六の二 動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第百七号）に基づく事務に係る手数料のうち、次に掲げるもの

- イ 販売従事登録証書換え交付手数料
- ロ 販売従事登録証再交付手数料

七十六の三 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和三年法律第三十四号）に基づく事務に係る手数料のうち、次に掲げるもの

- イ 畜舎建築利用計画認定申請手数料
- ロ 畜舎建築利用計画変更認定申請手数料
- ハ 工事完了の届出をする前における認定畜舎等の仮使用認定申請手数料

七十六の四 畜舎等の敷地と道路との関係の建築等認定申請手数料

七十六の五 知事認定獣医師による豚熱の予防接種に係る豚熱予防液の交付等に関する事務に係る手数料のうち、次に掲げるもの

- イ 知事認定獣医師への豚熱予防液交付手数料
- ロ 知事認定獣医師による豚熱予防接種証明書交付手数料

七十六の六 登録飼養衛生管理者への豚熱予防液交付手数料

七十七 家畜保健衛生手数料

七十八 林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）に基づく事務に係る手数料のうち、次に掲げるもの

- イ 生産事業者登録手数料
- ロ 生産事業者講習手数料
- ハ 生産事業者の登録証の書換え交付手数料
- ニ 生産事業者の登録証の再交付手数料
- ホ 種苗証明申請手数料

七十九 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）に基づく事務に係る手数料のうち、次に掲げるもの

- イ 五トン以上の漁船を使用して行う漁業に係る漁業許可申請手数料
- ロ 五トン以上の漁船を使用して行う漁業に係る漁業変更許可申請手数料
- ハ 漁業権免許申請手数料
- ニ 団体漁業権共有認可申請手数料
- ホ 漁業権分割変更免許申請手数料
- へ 個別漁業権を目的とする抵当権設定認可申請手数料
- ト 個別漁業権移転認可申請手数料
- チ 休業中の漁業許可申請手数料

八十 漁業登録令（昭和二十六年政令第二百九十二号）に基づく事務に係る手数料のうち、次に掲げるもの

- イ 免許漁業原簿の謄本又は抄本の交付手数料
- ロ 漁業図の謄本又は抄本の交付手数料
- ハ 免許漁業原簿閲覧手数料

八十一 漁船法（昭和二十五年法律第七十八号）に基づく事務に係る手数料のうち、次に掲げるもの

- イ 漁船登録申請手数料
- ロ 漁船登録票再交付手数料
- ハ 漁船検認手数料
- ニ 漁船登録変更申請手数料
- ホ 漁船登録謄本交付手数料

八十二 輸出水産物製造事業場登録申請手数料

- 八十二の二 遊漁船業の適正化に関する法律（昭和六十三年法律第九十九号）に基づく事務に係る手数料のうち、次に掲げるもの
- イ 遊漁船業登録申請手数料
 - ロ 遊漁船業登録更新申請手数料
- 八十三 小型漁船総トン数測度手数料
- 八十四 削除
- 八十五 建設業法（昭和二十四年法律第百号）に基づく事務に係る手数料のうち、次に掲げるもの
- イ 建設業許可申請手数料
 - ロ 建設業許可更新申請手数料
 - ハ 紛争処理申請手数料
 - ニ 経営規模等評価手数料
 - ホ 総合評定値通知手数料
 - ヘ 経営状況分析手数料
- 八十六 建設機械の打刻又は検認の申請手数料
- 八十七 建設業許可証明書交付手数料
- 八十八 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）に基づく使用料のうち、次に掲げるもの
- イ 第三十二条第一項第一号に掲げる工作物に係る道路占用料
 - ロ 第三十二条第一項第二号に掲げる物件に係る道路占用料
 - ハ 第三十二条第一項第三号に掲げる施設に係る道路占用料
 - ニ 第三十二条第一項第四号に掲げる施設に係る道路占用料
 - ホ 第三十二条第一項第五号に掲げる施設に係る道路占用料
 - ヘ 第三十二条第一項第六号に掲げる施設に係る道路占用料
 - ト 道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第七条第一号に掲げる物件に係る道路占用料
 - チ 道路法施行令第七条第二号に掲げる工作物に係る道路占用料
 - リ 道路法施行令第七条第三号に掲げる施設に係る道路占用料
 - ヌ 道路法施行令第七条第四号に掲げる工事用施設及び同条第五号に掲げる工事用材料に係る道路占用料
 - ル 道路法施行令第七条第六号に掲げる仮設建築物及び同条第七号に掲げる施設に係る道路占用料
 - ヲ 道路法施行令第七条第八号に掲げる施設に係る道路占用料
 - ワ 道路法施行令第七条第九号に掲げる施設に係る道路占用料
 - カ 道路法施行令第七条第十号に掲げる施設及び自動車駐車場に係る道路占用料
 - ヨ 道路法施行令第七条第十一号に掲げる応急仮設建築物に係る道路占用料
 - タ 道路法施行令第七条第十二号に掲げる器具に係る道路占用料
 - レ 道路法施行令第七条第十三号に掲げる施設に係る道路占用料
 - ソ 道路法施行令第七条第十四号に掲げる施設に係る道路占用料
- 八十九 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）に基づく事務に係る手数料のうち、次に掲げるもの
- イ あつせんの申請手数料
 - ロ 仲裁の申請手数料
 - ハ 事業の認定申請手数料
 - ニ 収用又は使用の裁決申請手数料
 - ホ 損失補償の裁決申請手数料
 - ヘ 収用委員会の協議の確認申請手数料
 - ト 土地収用法以外の法律の規定による収用委員会の裁決申請手数料
- 八十九の二 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）に基づく事務に係る手数料のうち、次に掲げるもの
- イ 土地使用权等の取得の裁定申請手数料
 - ロ 土地等使用权の存続期間の延長の裁定申請手数料

- ハ 収用又は使用の裁定申請手数料
- 八十九の三 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第百四号）に基づく事務に係る手数料のうち、次に掲げるもの
 - イ 解体工事業者登録申請手数料
 - ロ 解体工事業者登録更新申請手数料
- 八十九の四 解体工事業者登録証明書交付手数料
- 八十九の五 大深度地下の使用認可申請手数料
- 九十 宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）に基づく事務に係る手数料のうち、次に掲げるもの
 - イ 宅地建物取引業の免許又は免許の更新の申請手数料
 - ロ 宅地建物取引士資格試験手数料
 - ハ 宅地建物取引士資格登録簿登録手数料
 - ニ 宅地建物取引士資格登録の移転申請手数料
 - ホ 宅地建物取引士証の交付申請手数料
 - ヘ 宅地建物取引士証の有効期間の更新申請手数料
- 九十の二 宅地建物取引業者営業保証金規則（昭和三十二年法務省・建設省令第一号）に基づく事務に係る手数料のうち、次に掲げるもの
 - イ 第八条第一項に規定する証明書の交付手数料
 - ロ 第八条第二項に規定する証明書の交付手数料
 - ハ 社員資格証明書交付手数料
- 九十の三 宅地建物取引士証の再交付申請手数料
- 九十の四 宅地建物取引業保証協会弁済業務保証金規則（昭和四十八年法務省・建設省令第二号）に基づく事務に係る手数料のうち、次に掲げるもの
 - イ 社員資格喪失証明書交付手数料
 - ロ 社員資格及び事務所廃止証明書交付手数料
- 九十の五 宅地建物取引士資格試験合格証明書交付手数料
- 九十の六 宅地建物取引士資格登録証明書交付手数料
- 九十一 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）に基づく事務に係る手数料のうち、次に掲げるもの
 - イ 優良宅地造成認定申請手数料
 - ロ 優良住宅新築認定申請手数料
- 九十二 租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）に基づく事務に係る手数料のうち、次に掲げるもの
 - イ 特定住宅用地認定申請手数料
 - ロ 譲渡予定価額審査手数料
 - ハ 特定の民間再開発事業認定申請手数料
 - ニ 特定民間再開発事業認定申請手数料
 - ホ 地区外転出事情認定申請手数料
- 九十三 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和四年法律第五十五号）に基づく事務に係る手数料のうち、次に掲げるもの
 - イ 宅地造成工事許可申請手数料
 - ロ 宅地造成工事計画変更許可申請手数料
- 九十四 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第百五十二号）に基づく事務に係る手数料のうち、次に掲げるもの
 - イ 不動産鑑定業者登録申請手数料
 - ロ 不動産鑑定業者更新登録申請手数料
- 九十五 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）に基づく事務に係る手数料のうち、次に掲げるもの
 - イ 開発行為許可申請手数料
 - ロ 開発行為変更許可申請手数料

- ハ 市街化調整区域内等における建築物の特例許可申請手数料
- ニ 予定建築物等以外の建築等許可申請手数料
- ホ 開発許可を受けない市街化調整区域内の土地における建築等許可申請手数料
- ヘ 開発許可を受けた地位の承継の承認申請手数料
- ト 開発登録簿の写しの交付手数料
- 九十五の二 不動産鑑定業者登録証明書交付手数料
- 九十六 積立式宅地建物販売業の許可申請手数料
- 九十七 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）に基づく事務に係る手数料のうち、次に掲げるもの
 - イ 不動産特定共同事業の許可申請手数料
 - ロ 小規模不動産特定共同事業の登録申請手数料
 - ハ 小規模不動産特定共同事業の登録更新申請手数料
- 九十八 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）に基づく事務（次号に規定するものを除く。）に係る手数料のうち、次に掲げるもの
 - イ 確認申請手数料
 - ロ 構造計算適合性判定申請手数料
 - ハ 完了検査申請手数料
 - ニ 中間検査申請手数料
 - ホ 検査済証の交付を受ける前における確認の申請に係る建築物等の仮使用認定申請手数料
 - ヘ 計画通知手数料
 - ト 構造計算適合性判定通知手数料
 - チ 工事完了通知手数料
 - リ 特定工程工事終了通知手数料
 - ヌ 検査済証の交付を受ける前における計画の通知に係る建築物等の仮使用認定申請手数料
 - ル 仮設建築物建築許可申請手数料
 - ヲ 一団地の建築物の特例認定申請手数料
 - ワ 既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例認定申請手数料
 - カ 広い空地を有する一団地の建築物の特例許可申請手数料
 - ヨ 広い空地を有する既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例許可申請手数料
 - タ 公告認定対象区域内における建築物の新築又は増築等認定申請手数料
 - レ 公告認定対象区域内における建築物の各部分の高さ又は容積率の特例許可申請手数料
 - ソ 公告許可対象区域内における建築物の新築又は増築等許可申請手数料
 - ツ 一の敷地とみなすこと等の認定又は許可の取消し申請手数料
 - ネ 一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建蔽率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料
 - ナ 既存の一の建築物について二以上の工事に分けて増築等を含む工事を行う場合の全体計画認定申請手数料
 - ラ 既存の一の建築物について二以上の工事に分けて工事を行う場合の全体計画変更認定申請手数料
 - ム 既存の一の建築物について二以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の全体計画認定申請手数料
 - ウ 建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合の許可申請手数料
- 九十八の二 建築基準法に基づく事務（同法第三章に規定する事務に限る。）に係る手数料のうち、次に掲げるもの
 - イ 道の位置の指定申請手数料
 - ロ 建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料
 - ハ 建築物の敷地と道路との関係の建築許可申請手数料
 - ニ 公衆便所等の道路内における建築許可申請手数料
 - ホ 道路内における建築認定申請手数料
 - ヘ 公共用歩廊等の道路内における建築許可申請手数料

- ト 壁面線外における建築許可申請手数料
 - チ 用途地域等における建築等許可申請手数料
 - リ 特殊建築物等敷地許可申請手数料
 - ヌ 建築物の延べ面積の特例認定申請手数料
 - ル 建築物の延べ面積の特例許可申請手数料
 - ヲ 建築物の建蔽率の特例許可申請手数料
 - ワ 建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料
 - カ 建築物の敷地面積の許可申請手数料
 - ヨ 建築物の高さの特例認定申請手数料
 - タ 建築物の高さの特例許可申請手数料
 - レ 建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料
 - ソ 日影による建築物の高さの特例許可申請手数料
 - ツ 高架の工作物内に設ける建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料
 - ネ 高度地区における建築物の高さの特例許可申請手数料
 - ナ 高度利用地区における建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は壁面の位置の特例許可申請手数料
 - ラ 高度利用地区における建築物の各部分の高さの許可申請手数料
 - ム 敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料
 - ウ 都市再生特別地区における建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は高さの特例許可申請手数料
 - キ 居住環境向上用途誘導地区における建築物の建蔽率又は壁面の位置の特例許可申請手数料
 - ク 居住環境向上用途誘導地区における建築物の高さの特例許可申請手数料
 - ケ 特定用途誘導地区における建築物の容積率又は建築面積の特例許可申請手数料
 - コ 特定用途誘導地区における建築物の高さの特例許可申請手数料
 - カ 特定防災街区整備地区における建築物の敷地面積の許可申請手数料
 - キ 特定防災街区整備地区における建築物の壁面の位置の特例許可申請手数料
 - ク 特定防災街区整備地区における建築物の防災都市計画施設に係る間口率及び高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料
 - コ 景観地区における建築物の高さの許可申請手数料
 - ク 景観地区における建築物の壁面の位置の特例許可申請手数料
 - ケ 景観地区における建築物の敷地面積の許可申請手数料
 - コ 景観地区における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料
 - ア 再開発等促進区等における建築物の容積率、建築物の建蔽率又は建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料
 - サ 再開発等促進区等における建築物の各部分の高さの許可申請手数料
 - キ 開発整備促進区における建築物の用途に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料
 - ユ 建築物の容積率の最高限度を区域の特性に応じたものと公共施設の整備の状況に応じたものとに区分して定める地区計画等の区域における建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料
 - メ 区域を区分して建築物の容積を適正に配分する特定建築物地区整備計画等の区域における建築物の容積率の特例認定申請手数料
 - ミ 高度利用と都市機能の更新とを図る地区計画等の区域における建築物の各部分の高さの許可申請手数料
 - シ 区域の特性に応じた高さ、配列及び形態を備えた建築物の整備を誘導する地区計画等の区域における建築物の容積率又は建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料
 - エ 地区計画等の区域における建築物の建築面積の特例認定申請手数料
 - ヒ 予定道路に係る建築物の延べ面積の特例許可申請手数料
- 九十八の三 建築物に対する制限の適用除外に関する移転に係る認定申請手数料
- 九十八の四 建築基準法施行条例（昭和三十六年千葉県条例第三十九号）に基づく事務に係る手数料

料のうち、次に掲げるもの

- イ 大規模な建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料
- ロ 特殊建築物の路地状の部分の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料
- ハ 学校等の用途に供する建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料
- ニ 四階以上の階に設ける教室等に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料
- ホ 興行場等の用途に供する建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料
- ヘ 興行場等の用途に供する建築物に関する規定の適用除外に係る認定申請手数料
- ト 物品販売業を営む店舗等の用途に供する建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料
- チ 共同住宅等の用途に供する建築物の周囲の空地に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料
- リ 共同住宅等の主要出入口と道との関係に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料
- ヌ 木造長屋の階数に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料
- ル 車庫等の用途に供する建築物の敷地の自動車の出入口の位置に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料
- ヲ 特定区域内にある共同住宅等の用途に供する建築物の安全の確保等に係る基準の適用除外に係る認定申請手数料
- ワ 日影による対象建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料
- カ 既存建築物に対する制限の緩和に係る認定申請手数料

九十九 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）に基づく事務に係る手数料のうち、次に掲げるもの

- イ 二級建築士又は木造建築士免許手数料
- ロ 二級建築士又は木造建築士免許証書換え交付手数料
- ハ 二級建築士又は木造建築士免許証再交付手数料
- ニ 二級建築士又は木造建築士試験手数料
- ホ 建築士事務所登録申請手数料

百 浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）に基づく事務に係る手数料のうち、次に掲げるもの

- イ 浄化槽工事業登録申請手数料
- ロ 浄化槽工事業更新登録申請手数料
- ハ 浄化槽工事業者登録簿謄本交付手数料
- ニ 浄化槽工事業者登録簿閲覧手数料

百の二 容積率の特例許可申請手数料

百の三 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）に基づく事務に係る手数料のうち、次に掲げるもの

- イ 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料
- ロ 低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料

百の四 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）に基づく事務に係る手数料のうち、次に掲げるもの

- イ 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料
- ロ 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料
- ハ 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料
- ニ 建築物エネルギー消費性能認定申請手数料

百の五 建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明書交付申請手数料

百の六 建築台帳記載証明書交付手数料

百一 建築士事務所登録証明書交付手数料

百一の二 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）に基づく事務に係る手数料のうち、次に掲げるもの

- イ 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料
- ロ 長期優良住宅維持保全計画認定申請手数料
- ハ 長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料
- ニ 長期優良住宅維持保全計画変更認定申請手数料
- ホ 計画の認定に基づく地位の承継の承認申請手数料
- ヘ 容積率の特例許可申請手数料
- 百二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）に基づく事務に係る手数料のうち、次に掲げるもの
 - イ 風俗営業許可申請手数料
 - ロ 風俗営業許可証再交付手数料
 - ハ 風俗営業相続承認申請手数料
 - ニ 風俗営業者法人合併承認申請手数料
 - ホ 風俗営業者法人分割承認申請手数料
 - ヘ 風俗営業の営業所の構造又は設備変更承認申請手数料
 - ト 風俗営業許可証書換え手数料
 - チ 特例風俗営業者認定申請手数料
 - リ 特例風俗営業者認定証再交付手数料
 - ヌ 遊技機認定申請手数料
 - ル 遊技機型式検定手数料
 - ヲ 遊技機試験手数料
 - ワ 型式試験手数料
 - カ 遊技機変更承認申請手数料
 - ヨ 風俗営業の管理者講習手数料
 - タ 性風俗関連特殊営業の届出書の提出があつた旨を記載した書面の交付手数料
 - レ 性風俗関連特殊営業の変更の届出書の提出があつた旨を記載した書面の交付
 - ソ 性風俗関連特殊営業の届出書の提出があつた旨を記載した書面の再交付手数料
 - ツ 特定遊興飲食店営業許可申請手数料
 - ネ 特定遊興飲食店営業許可証再交付手数料
 - ナ 特定遊興飲食店営業相続承認申請手数料
 - ラ 特定遊興飲食店営業者法人合併承認申請手数料
 - ム 特定遊興飲食店営業者法人分割承認申請手数料
 - ウ 特定遊興飲食店営業の営業所の構造又は設備変更承認申請手数料
 - キ 特定遊興飲食店営業許可証書換え手数料
 - ノ 特例特定遊興飲食店営業者認定申請手数料
 - オ 特例特定遊興飲食店営業者認定証再交付手数料
 - ク 特定遊興飲食店営業の管理者講習手数料
- 百三 古物営業法（昭和二十四年法律第八号）に基づく事務に係る手数料のうち、次に掲げるもの
 - イ 古物営業許可申請手数料
 - ロ 古物営業許可証再交付手数料
 - ハ 古物営業許可証書換え手数料
 - ニ 古物競りあつせん業業務実施方法認定申請手数料
- 百四 質屋営業法（昭和二十五年法律第五十八号）に基づく事務に係る手数料のうち、次に掲げるもの
 - イ 質屋営業許可申請手数料
 - ロ 営業所移転許可申請手数料
 - ハ 管理者の新設又は変更許可申請手数料
 - ニ 質屋営業許可証書換え手数料
 - ホ 質屋営業許可証再交付手数料
- 百五 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十三年法律第六十六号）

に基づく事務に係る手数料のうち、次に掲げるもの

- イ 運搬証明書交付手数料
- ロ 運搬証明書書換え手数料
- ハ 運搬証明書再交付手数料

百六 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）に基づく事務に係る手数料のうち、次に掲げるもの

- イ 銃砲等又は刀剣類所持の許可申請手数料
- ロ 認知機能検査手数料
- ハ 猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習手数料
- ニ クロスボウの取扱いに関する講習手数料
- ホ 技能検定手数料
- へ 猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習手数料
- ト 国際競技に参加する外国人に係る所持の許可申請手数料
- チ 許可証書換え手数料
- リ 許可証再交付手数料
- ヌ 許可更新申請手数料
- ル 射撃教習資格認定申請手数料
- ヲ 射撃練習資格認定申請手数料
- ワ 年少射撃資格認定申請手数料
- カ 年少射撃資格認定証書換え手数料
- ヨ 年少射撃資格認定証再交付手数料
- タ 年少射撃資格の認定のための講習手数料
- レ クロスボウ射撃資格認定申請手数料
- ソ 登録申請手数料
- ツ 登録証再交付手数料
- ネ 刀剣類製作承認申請手数料

百七 道路交通法（昭和三十五年法律第五号）に基づく事務に係る手数料のうち、次に掲げるもの

- イ パーキング・チケット発給手数料
- ロ 確認事務登録申請手数料
- ハ 確認事務登録更新申請手数料
- ニ 駐車監視員資格者証交付申請手数料
- ホ 駐車監視員資格者講習手数料
- へ 駐車監視員資格者認定申請手数料
- ト 駐車監視員資格者証書換え交付手数料
- チ 駐車監視員資格者証再交付手数料
- リ 特定自動運行許可申請手数料
- ヌ 特定自動運行計画変更許可申請手数料
- ル 道路使用許可申請手数料
- ヲ 道路使用許可証再交付手数料
- ワ 運転免許試験手数料
- カ 検査手数料
- ヨ 再試験手数料
- タ 免許証交付手数料
- レ 免許証再交付手数料
- ソ 免許証更新手数料
- ツ 経由手数料
- ネ 認知機能検査手数料
- ナ 運転技能検査手数料
- ラ 運転経歴証明書交付手数料

- ム 審査手数料
- ウ 技能検定員資格者証交付手数料
- エ 技能検定員審査手数料
- オ 教習指導員資格者証交付手数料
- カ 教習指導員審査手数料
- ク 国外運転免許証交付手数料
- ケ 講習手数料
- コ 通知手数料
- ク 特定任意講習手数料
- コ 特定任意高齢者講習手数料
- 百七の二 運転経歴証明書再交付手数料
- 百七の三 認知機能検査員講習手数料
- 百八 自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十五号）に基づく事務に係る手数料のうち、次に掲げるもの
 - イ 自動車保管場所証明申請手数料
 - ロ 自動車保管場所標章交付手数料
 - ハ 自動車保管場所標章再交付手数料
- 百九 警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）に基づく事務に係る手数料のうち、次に掲げるもの
 - イ 警備業認定申請手数料
 - ロ 警備業認定証再交付手数料
 - ハ 警備業認定証更新申請手数料
 - ニ 警備業認定証書換え手数料
 - ホ 警備員指導教育責任者資格者証交付申請手数料
 - ヘ 警備員指導教育責任者講習手数料
 - ト 警備員指導教育責任者資格者証書換え手数料
 - チ 警備員指導教育責任者資格者証再交付手数料
 - リ 警備員の指導及び教育に関する講習手数料
 - ヌ 警備員等の検定手数料
 - ル 合格証明書交付申請手数料
 - ヲ 合格証明書書換え手数料
 - ワ 合格証明書再交付手数料
 - カ 機械警備業務管理者資格者証交付申請手数料
 - ヨ 機械警備業務管理者講習手数料
 - タ 機械警備業務管理者資格者証書換え手数料
 - レ 機械警備業務管理者資格者証再交付手数料
- 百九の二 旧法検定合格者審査手数料
- 百九の三 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）に基づく事務に係る手数料のうち、次に掲げるもの
 - イ 自動車運転代行業認定申請手数料
 - ロ 自動車運転代行業認定証再交付手数料
 - ハ 自動車運転代行業認定証書換え手数料
- 百九の四 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成十八年法律第六十号）に基づく事務に係る手数料のうち、次に掲げるもの
 - イ 探偵業の届出があつたことを証する書面の交付手数料
 - ロ 探偵業の変更の届出があつたことを証する書面の交付手数料
 - ハ 探偵業の届出があつたことを証する書面の再交付手数料
- 百十 運転適性検査手数料
- 百十一 教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）に基づく事務に係る手数料のうち、次に掲げるもの

- イ 教育職員の普通免許状の授与手数料
- ロ 教育職員の特別免許状の授与手数料
- ハ 教育職員の臨時免許状の授与手数料
- ニ 特別支援学校の教員の免許状の新教育領域追加手数料
- ホ 教育職員検定手数料
- ヘ 教育職員の免許状の書換え手数料
- ト 教育職員の免許状の再交付手数料
- 百十二 県立学校入学検査料
- 百十三 県立学校証明書交付手数料
- 百十四 教育職員の免許状の授与証明書交付手数料
- 百十五 行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料（公営企業管理者との行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結に係るものを除く。）
- 百十六 千葉県統計調査条例(昭和二十五年千葉県条例第一号)に基づく事務に係る手数料のうち、次に掲げるもの
 - イ 統計の作成等手数料
 - ロ 匿名データ提供手数料
- 百十七 千葉県立鶴舞看護専門学校入学検査料
- 百十八 千葉県立野田看護専門学校入学検査料
- 百十八の二 千葉県立保健医療大学入学検査料
- 百十九 削除
- 百二十 ふぐの取扱い等に関する条例（昭和五十年千葉県条例第一号）に基づく事務に係る手数料のうち、次に掲げるもの
 - イ ふぐ処理師試験手数料
 - ロ ふぐ処理師免許手数料
 - ハ ふぐ処理師免許証再交付手数料
 - ニ ふぐ処理師免許証書換交付手数料
 - ホ ふぐ営業認証申請手数料
 - ヘ ふぐ営業認証書再交付手数料
 - ト ふぐ営業認証書書換交付手数料
- 百二十一 削除
- 百二十二 興行場営業許可申請手数料
- 百二十三 化製場等に関する法律施行条例（昭和五十九年千葉県条例第二十号）に基づく事務に係る手数料のうち、次に掲げるもの
 - イ 化製場設置許可申請手数料
 - ロ 死亡獣畜取扱場設置許可申請手数料
 - ハ 動物の飼養又は収容の許可申請手数料
- 百二十三の二 千葉県動物の愛護及び管理に関する条例（平成二十六年千葉県条例第四十二号）に基づく事務に係る手数料のうち、次に掲げるもの
 - イ 野犬等の飼養管理費
 - ロ 野犬等の返還手数料
- 百二十四 千葉県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和六十年千葉県条例第十九号）に基づく事務に係る手数料のうち、次に掲げるもの
 - イ 浄化槽保守点検業者登録申請手数料
 - ロ 浄化槽保守点検業者登録更新申請手数料
 - ハ 浄化槽保守点検業者登録簿謄本交付手数料
- 百二十五 千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成九年千葉県条例第十二号）に基づく事務に係る手数料のうち、次に掲げるもの
 - イ 特定事業許可申請手数料
 - ロ 特定事業変更許可申請手数料
 - ハ 特定事業譲受け許可申請手数料

- 百二十五の二 千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例（平成十四年千葉県条例第三号）に基づく事務に係る手数料のうち、次に掲げるもの
- イ 小規模産業廃棄物処理施設設置許可申請手数料
 - ロ 小規模産業廃棄物処理施設変更許可申請手数料
 - ハ 小規模産業廃棄物処理施設譲受け又は借受け許可申請手数料
- 百二十六 千葉県土採取条例(昭和四十九年千葉県条例第一号)に基づく事務に係る手数料のうち、次に掲げるもの
- イ 土採取業者登録申請手数料
 - ロ 現場責任者試験手数料
 - ハ 土採取計画認可申請手数料
- 百二十六の二 職業能力開発校入校選考料
- 百二十七 千葉県立農業大学校入学検査料
- 百二十七の二 千葉県立農業大学校証明書交付手数料
- 百二十八 飼料検定手数料
- 百二十八の二 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律に基づく技術基準に関する条例（令和四年千葉県条例第三号）に基づく事務に係る手数料のうち、次に掲げるもの
- イ 大規模な畜舎等の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料
 - ロ 大規模な畜舎等の敷地と道路との関係に関する制限の緩和に係る認定申請手数料
- 百二十九 千葉県屋外広告物条例（昭和四十四年千葉県条例第五号）に基づく事務に係る手数料のうち、次に掲げるもの
- イ 広告物許可手数料
 - ロ 広告物講習手数料
 - ハ 屋外広告業者登録申請手数料
 - ニ 屋外広告業者更新登録申請手数料
 - ホ 屋外広告業者登録簿謄本交付手数料
- 百三十 道路法に基づく事務に係る同法第四十七条の二第三項の規定による手数料
- 百三十一 千葉県立都市公園条例（昭和三十五年千葉県条例第十四号）に基づく使用料のうち、次に掲げるもの
- イ 都市公園占用料
 - ロ 都市公園使用料
- 百三十二 建築設計等受託条例（昭和三十一年千葉県条例第四号）に基づく事務に係る手数料のうち、次に掲げるもの
- イ 設計手数料
 - ロ 監督手数料
 - ハ 調査手数料
 - ニ 敷地測量手数料
- 百三十三 宅地開発事業の基準に関する条例（昭和四十四年千葉県条例第五十号）に基づく事務に係る手数料のうち、次に掲げるもの
- イ 宅地開発事業設計確認申請手数料
 - ロ 宅地開発事業設計変更確認申請手数料

注 令和五年七月二一日規則第四七号で、令和六年四月一日から施行
別表第二第百二十六号の二中「職業能力開発校入校選考料」を「テクノスクール入校選考料」
に改める。

全部改正〔平成一二年規則三二號〕、一部改正〔平成一二年規則一五四號・一三年一三號・
九二號・一四年一六號・七二號・九三號・一〇四號・一五年一〇號・一〇八號・一二三號・
一六年二一號・一四三號・一七一號・一七年一一號・二〇號・一四二號・一六四號・一八
年一三號・六五號・一一五號・一九年一〇號・九五號・一〇八號・二〇年一六號・六〇號・
七八號・八八號・八九號・二一年一二號・四三號・四九號・五七號・八八號・二二年一二

号・二三年一五号・九七号・二四年一二号・二五年一八号・七六号・二六年一十二号・六二号・二七年七号・四四号・四九号・五四号・五九号・八〇号・二八年一〇号・二七号・七六号・二九年五号・三七号・四二号・四九号・三〇年九号・四六号・六二号・三一年二〇号・令和二年一四号・六〇号・七二号・三年二号・三六号・八三号・九九号・四年二三号・七一号・七七号・八六号・五年四号・一五号]

別表第三（第九条）

行事等	施設
県民の日（六月十五日）	博物館（房総のむらを除く。）（年間入場料又は全館共通年間入場料を納入して使用する場合を除く。） 港湾環境整備施設
文化の日（十一月三日）	博物館（房総のむらを除く。）（年間入場料又は全館共通年間入場料を納入して使用する場合及び現代産業科学館の駐車場を除く。）
六十五歳以上の者が使用する場合	博物館（房総のむらを除く。）（現代産業科学館の駐車場を除く。）
障害者（身体障害者、知的障害者又は精神障害者）をいい、これらの者を介護する者を含むものとする。）が使用する場合	さわやかちば県民プラザ（パソコン実習室の共同使用の場合及び駐車場に限る。） 博物館（房総のむらを除く。） 日本コンベンションセンター国際展示場（駐車場に限る。） 千葉県福祉ふれあいプラザ（駐車場に限る。） 千葉県立幕張海浜公園（駐車場に限る。）

追加〔昭和五九年規則一七号〕、一部改正〔昭和六二年規則四五号・六三年四六号・七五号・平成三年五八号・五年四六号・七一号・六年一六号・八年一三号・九年二九号・一〇年一九号・一一年五号・一一号・六〇号・一二年三二号・一三年九八号・一五年一〇号・五〇号・一六年二一号・一七年四四号・一八年六五号・一九年一〇号・二〇年一六号・二一年一二号・二二年三四号・二四年一二号・二四号・二七年七号・三一年二〇号・令和五年四七号〕

別 記

第一号様式

（第五条）

全部改正〔昭和36年規則1号〕、一部改正〔昭和53年規則18号・平成11年89号・12年32号・令和3年13号〕

第二号様式

（第六条）

全部改正〔昭和36年規則1号〕、一部改正〔昭和53年規則18号・平成11年89号・12年32号・令和3年13号〕

第三号様式

（第七条）

全部改正〔昭和36年規則1号〕、一部改正〔昭和53年規則18号・平成11年89号・12年32号・令和3年13号〕